

- ① 令和2年特（わ）第858号 令和2年3月31日公訴提起
② 令和2年特（わ）第1327号 令和2年6月15日公訴提起

被告人 相 嶋 静 夫

保 釈 請 求 書

令和2年10月19日

東京地方裁判所 刑事14部 御中

被 告 人 相 嶋 静 夫

弁 護 人 高 田 剛



弁 護 人 鄭 一 志



弁 護 人 河 村 尚



弁 護 人 瀬 川 慶



弁 護 人 小 林 貴 樹



上記被告人は、頭書2件の被告事件（以下、令和2年（特わ）第858号を「先行事件」、令和2年（特わ）第1327号を「後行事件」、両事件を合わせて「本件各被告事件」という。）につき勾留されているものであるが、下記のとおり本件

各被告事件について保釈を請求する。

第1 被告人には必要的保釈が認められること

1 本件の概要について

- (1) 本件は、被告人が顧問を務めていた大川原化工機株式会社（以下「被告会社」という。）において、被告人及び相被告人（大川原正明，島田順司）の3名が、共謀の上，外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）の定めによりその輸出に経済産業大臣の許可が必要な噴霧乾燥器を，経済産業大臣の許可を得ずに輸出したことを公訴事実とするものである。
- (2) すなわち，「噴霧乾燥器」という装置（粉末ミルクや，粉末状の薬などの粉体製品を製造する装置）は，一定の客観的性能を備えたものについては，生物兵器（細菌兵器）の製造に転用し得るため，外為法によりその輸出に経済産業大臣の許可が必要とされている（外為法48条第1項）。

どのような客観的性能を備えたものが規制対象となるかは，政省令（輸出貿易管理令別表第一の三の二，輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第2条の2第2項第5の2）において，以下のとおり具体的な要件（以下「本件要件」という。）が定められている。

- イ 水分蒸発量が一時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの
- ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの
- ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

- (3) 被告会社は，同社が製造した「噴霧乾燥器」（以下「本件噴霧乾燥器」という。）を，起訴状記載の日に，中国及び韓国にそれぞれ輸出した。

その際，被告人ら，当該輸出の際に経済産業大臣の許可を得ておらず，その点

に争いはない。

被告人らは、本件噴霧乾燥器は客観的に本件要件ハに該当しないため、輸出許可は不要であると主張して、犯罪の成立を争っているものである。

このように本件は、本件噴霧乾燥器が外為法上の規制要件ハを満たすだけの性能を客観的に有しているのか否かが最大の争点の事件である。

2 公判前整理手続の進行状況

(1) 公判前整理手続において、検察官は、本件噴霧乾燥器の客観的性能について以下のとおり記載されている証明予定事実記載書2を提出した（資料1，第4「3貨物等省令3要件ハについて」イ，第5「3貨物等省令3要件ハについて」イ）。

- ・「RL-5と同型機を使用し……空焚き状態（乾熱）にし、稼働時の内部温度を計測する実験を行ったところ、摂氏110度以上を約5時間、摂氏90度以上を約6時間30分、最高で接し117度以上を約3時間維持できることが確認された。」
- ・「L8-iと同型機を使用し……空焚き状態（乾熱）にし、稼働時の内部温度を計測する実験を行ったところ、最低温度箇所において、摂氏110度以上を約3時間30分維持できることが確認された。」

「RL-5」及び「L8-i」とは、本件噴霧乾燥器と同型機であることを示す型番である。また、検察官が主張する最低温度箇所は、検察官請求証拠の内容からすると、「RL-5」についてはバグフィルタ下部、「L8-i」においては排風機後ろのダクトという部位であると解される（甲9，甲43）。

検察官は、これらの部位が上記の温度となることから、本件要件ハに該当すると主張しているものと考えられる。

(2) しかし、弁護人の立会のもと、被告会社にて、本件噴霧乾燥器と同型機を使用し、上記検察官請求証拠（甲9，甲43）にかかる実験と同様の条件にて、同

実験では測定されていなかった箇所の温度を測定したところ、「RL-5」については乾燥室測定口をはじめ複数の部位で摂氏33.8度～53.0度、「L8-i」においては乾燥室測定口という部位で摂氏59.2度までしか温度が上がらないことが確認された（資料2、資料3）。

なお、資料2及び資料3は、令和2年10月19日（以下、日付について月日のみを記載した場合、特段の指定がない限り、「令和2年」を指すものとする。）付で、弁護人請求証拠としていずれも証拠調請求済みである。）。

- (3) 検察官が最低何度まで温度が上がれば本件要件ハに該当すると主張しているのか、資料1からは必ずしも明確ではないが、弁護人及び被告人としては、少なくとも資料2及び資料3の結果からすると、本件噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するものではないと確信している。

今後、公判前整理手続、ひいては公判手続において、両当事者の実験結果を精査し、必要に応じて検証ないし鑑定を行って本件噴霧乾燥器の客観的性能を明らかにするとともに、本件要件ハの法的解釈（どのような客観的性能があれば「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当するのか）についても両当事者の主張を明確にし、本件噴霧乾燥器が同要件に該当するか否かが争われることになると考えられる。

- (4) また、本件におけるその他の争点及び証拠についても、弁護人が8月14日付で「予定主張記載書面」（資料4）及び「証拠意見書」（資料5）を裁判所及び検察官に提出したことで、すでに明らかとなっている。

すなわち、本件の争点は、形式的に見れば、法令解釈及び本件噴霧乾燥器の性能と、被告人らの故意及び共謀であるが、故意については、予定主張記載書面からも明らかなように、被告人らはいずれも、許可を取らずに輸出することの認識や本件噴霧乾燥器の性能に対する事実認識を争うものではない。共謀についても、事実と異なる謀議行為の過程こそ争うものの、最終的に被告人らにおいて許可が不要である旨の認識が一致していたことは争っていない。

したがって、本件の最大の争点は、本件要件の解釈含む客観的構成要件該当性

であって、この点が最も中心的な争点となり、その他故意及び共謀については、当事者間の争いは大きいものではなく、重要度も低いものである。

3 本件噴霧乾燥器の客観的性能に関して罪証隠滅があり得ないこと

本件において、客観的構成要件該当性、すなわち本件噴霧乾燥器の客観的性能についての罪証隠滅はあり得ない。

本件噴霧乾燥器の客観的性能は、本件噴霧乾燥器と同型の機器を用いた実験等で客観的に明らかとなるものである。現に、本件噴霧乾燥器の性能について、捜査機関は実験等による証拠収集を行っており、検察官もかかる証拠による立証を予定しているし（資料6（甲8及び甲9参照）、資料7（甲43参照））、最終的には検証ないし鑑定が実施され、客観的性能が明らかになるものと考えられる。

この点について被告人が相被告人や被告会社の従業員その他の関係者に対して働きかけることは全く実効性がない。なぜなら、被告人らや被告会社従業員らが何と言おうが、実験等により明らかになる、機械の性能という客観的事実を曲げることは不可能だからである。

よって、本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する罪証隠滅の可能性は皆無である。

4 故意ないし共謀に関しても罪証隠滅のおそれがあるとは言えないこと

(1) 罪証隠滅行為に及ぶ必要性・実効性がないこと

既述のとおり、本件の最も重要な争点は客観的構成要件該当性であり、故意及び共謀については、そもそも当事者間の争いは大きいものではないし、争点としての重要度も低いものである。

さらに、相被告人らの供述も被告会社従業員らの供述は、被告人の主張と特段齟齬があるわけではないことも併せ考慮すると、罪証隠滅行為に及ぶ必要性は極めて乏しい。

そもそも、故意ないし共謀を推認させる間接事実として検察官が主張する経産省関係者らとの折衝については、被告人らは折衝があったこと自体は争っていないばかりか、メールや会議録等の客観証拠が残っており、これらを今から消滅させることは不可能である。仮に、相被告人ないし会社従業員に働きかけてこれら明確に残っている客観証拠に反する供述をさせたとしても、客観証拠に反する供述に信用性が認められるとは通常考えがたく、罪証隠滅の実効性がないし、当然被告人がそのような無意味な働きかけを行うおそれもない。

5 被告人が罪証隠滅に及ぶことができないこと

- (1) 後述のとおり、被告人は、9月23日から体調が急変し、その後、消化管出血により9月25日から10月1日まで3回に分けて1200ccもの輸血を受ける程に体調が悪化し（資料8）、10月7日に東京拘置所の医師から胃癌である旨が診断され（資料9）、10月16日には[redacted]病院の医師から同胃癌が「進行胃癌」である旨が診断された（資料10）。

さらに、この点も後述するとおり、被告人は、身体拘束下において、胃癌であることが発覚した後、十分な治療を受けられていないどころか、未だ検査さえ実施されていない。

体重も急激に減少し、輸血後も体調の悪化が快復しない状態である。

- (2) このように進行胃癌という重大な疾病に罹患し、体調も極めて悪化している状態にある被告人が、社会内において関係者に接触すること自体があり得ない。

また、重病にかかっているにもかかわらず身体拘束下で治療を受けられず、生命の危険に瀕している被告人が、保釈された後に罪証隠滅を行うということは、身体拘束されて治療を受けられない状況に戻り、再度生命の危機に自らを追いやることを意味する。既に被告会社を退職している被告人が命をなげうってまでそのような愚行に及ぶとは考えられず、保釈条件に従い治療に専念することは明らかである。

なお、被告人の容態が回復した後にも罪証隠滅があり得ないことは上述のとおり

りである上、以下に述べるとおり、そのおそれがないことを担保する手段も十分にある。

6 保釈条件について

以上のとおり、本件において罪証隠滅のおそれを基礎づける具体的な事情はないといえるが、被告人は、罪証隠滅をしないことをより確実にするため、以下の対処を行うとともに、それを担保するために相当な保証金を納付する予定である。

- ① [REDACTED] 所在の自宅に居住し、医療機関に緊急入院する場合を除き、裁判所の許可なく外泊、旅行及び転居をしない。医療機関に緊急入院した場合も、医療機関名及びその所在地を、遅滞なく弁護人を通して裁判所に報告する。
- ② 被告会社の顧問に再就任せず（既述のとおり、被告会社と被告人との間の顧問契約は3月31日に期間満了により終了している。）、その他被告会社に一切関与しない。
- ③ 共犯者とされている大川原正明及び島田順司並びに被告会社の役員及び従業員その他事件関係者とは一切会わず、弁護人を介することなく架電、メール及び手紙その他いかなる方法でも接触しない。
- ④ 相被告人の居宅及び被告会社本社その他被告会社関係施設に行かない。
- ⑤ 通話、メール及びインターネットの使用履歴を、必要に応じて、弁護人を通して裁判所に報告する。
- ⑥ 上記①～⑤を確実に実施するため、同居の妻である相嶋[REDACTED]が身元引受人として監視監督する。

このような保釈条件を付せば、被告人が被告会社に赴き会社従業員と接触することも、電話やメール等の手段によって接触することもなく、また、被告会社所

在地と被告人の住所とは十分に離れており被告会社従業員と偶然に接触することもないから、これらの者と口裏合わせを行うことはない。そして、被告人の住居から被告会社に移動するには相当程度時間がかかるから、重病である被告人が監督者である妻に隠れてこれを行うことは困難であるし、電話やメール等についても、受信者側のサーバーや通信会社には記録が残り、これを隠滅することは不可能であるから、再度の身柄拘束や保証金の没取といった制裁のリスク（特に、進行胃癌に罹患している被告にとって再度の身体拘束は、極めて強い、致命的ともいえる制裁である。）と相まって、上記条件は接触禁止を担保するのに十分である。

さらに、相被告人らもほぼ同一の保釈条件を付せば、相被告人らと接触することもない。すなわち、相被告人の住居に赴くことや電話・メール等による接触も無いし、相被告人大川原の住居は神奈川県横浜市、同島田の住居は神奈川県茅ヶ崎市であるから、例え偶然であっても同人らが顔を合わせる可能性はない。そして電話やメール等による接触がなされれば記録が残ることは上記と同様である。したがって、相被告人との接触禁止についても、相被告人にも同様の保釈条件を付すことで、特に進行胃癌に罹患している被告人にとって、再度の身柄拘束や保証金の没取といった制裁のリスクと相まって上記保釈条件で十分に担保できる。

7 結論

以上のとおり、被告人に「罪証隠滅をすると疑うに足りる相当な理由」は認められず、刑訴法89条4号に該当しないから、必要的保釈が認められるものである。

第2 万が一、必要的保釈が認められないとしても、職権による保釈がなされるべきであること

1 はじめに

被告人は、以下のとおり体調が急激に悪化している上に、進行胃癌と診断され

ており、上記のとおり、罪証隠滅の恐れが極めて小さいこと及び保釈条件を付すことを踏まえれば、職権による保釈（同法第90条）が早急に認められるべきである。

2 被告人の病状等

- (1) 被告人は、9月25日、貧血の症状を発症し、東京拘置所にて医師の診察を受けるとともに、同日輸血処置を受けた（資料8）。その際、医師により、被告人に黒色便が見られることから、消化管出血が疑われると診断された。

さらに、9月30日、10月1日にも輸血処置が行われている（9月25日から10月1日まで、合計1200ccの輸血）。

また、10月1日に東京拘置所にて内視鏡検査が実施された結果、幽門部付近に大きな潰瘍が発見され、内視鏡検査の際に検体を採取して病理検査を行った結果、当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断され、10月7日、被告人にその旨が告知された（資料9）。

その後、10月16日、被告人は勾留執行停止決定を得て [REDACTED] [REDACTED] 病院を受診したところ、同院消化器内科 [REDACTED] 医師より「進行胃癌」であり「病期診断のため、精密検査が必要な状態であると判断する。」と診断された（資料10）。

- (2) 癌の治療及び治療後の生存率にとって、初期治療が極めて重要であることは明白であり、癌のステージ、原発性か転移性か（すなわち、胃のみに癌があるのか、それとも別の部位に癌があってそこから胃に転移したのか）、及び、原発性であるとして他の部位に転移していないかどうか等について、全身を検査しこれらの点を診断した上で治療プランを立て、早急に治療を開始する必要がある。

特に、被告人は進行胃癌であり、刻一刻と胃癌が進行していることから、至急の検査及び治療が必須であることは明らかである。

- (3) さらに、被告人は満71歳と高齢で、以前に右大腿部の脂肪肉腫による手術を受け、その他高血圧症、糖尿病等の既往症もある。また、3月11日から現在

まで約7ヶ月間もの長期にわたる身体拘束の負担を受け、体力が極めて低下している。

その上に、進行胃癌によって9月25日、9月30日及び10月1日に合計1200ccの輸血を必要とする程の出血が生じ、心身ともに限界であって、いつ命に関わる事態になってもおかしくない状態である。

このことから、至急検査および治療を開始する必要があることは明らかである。

3 被告人に対する検査及び治療状況

- (1) 既述のとおり、被告人は、9月23日に体調が悪化し、10月1日に東京拘置所にて内視鏡検査及び病理検査を行って胃癌であると診断され、10月7日、被告人にその旨が告知された。

通常であれば、即日入院してMRI検査やCT検査等の精密検査を行い、癌のステージや転移の有無を確認する必要がある。その上で、早急に治療プランを立て、抗癌剤の投与や、手術日の設定及び手術の実施が行われなければならない。

そのため、弁護人から東京拘置所所長宛に内容証明郵便を送付し、至急検査及び治療を開始するよう再三にわたり申入れをした（資料11～13）。

しかし、10月7日から約2週間が経過した10月19日時点でも、東京拘置所において、治療はおろか精密検査すら実施されていない。

被告人は、10月1日以降、固形物が食べられず液体状の栄養剤（ラコール）しか摂取できない状態であって、一切の検査及び治療を受けられないまま、ただただ衰弱していつている状況である。

- (2) また、既述のとおり、10月16日、被告人は勾留執行停止決定を得て[REDACTED] [REDACTED] 病院を受診した。その際、担当医師より、東京拘置所の医師が発行した診療情報提供書の内容から、進行胃癌である旨の診断を受けることはできたものの、[REDACTED] 病院では、勾留執行停止状態の患者を受け入れることはできないと回答され、精密検査を受けることができず、治療を開

始する見込みもない（資料 1 4）。

その他、被告人の親族及び弁護人において、勾留執行停止状態の患者を受け入れることができる医療機関を探しているが、受け入れ可能な医療機関は一向に見つかっていない（資料 1 4）。

- (3) 以上から、身体拘束下においては、東京拘置所における検査及び治療を行うことも、勾留執行停止決定を得て外部の医療機関にて検査及び治療を行うことも、全く見通しが立たずもはや期待できない状況である。

4 結論

以上のとおり、被告人の病状等からすると、至急検査および治療を開始する必要があることは明らかであるにもかかわらず、身体拘束下においてこれらを行う見通しが立たない。

被告人の進行胃癌は刻一刻と進行しているものであり、こうしている間にも被告人の生命の危険が増大しているものであるから、今後も勾留を継続することなど絶対に認められてはならない。

被告人としては、保釈が認められれば、自宅から直近の癌専門医療機関である [REDACTED]（[REDACTED] 番地）にて診察を受け、検査及び治療を開始する予定である。

被告人の体調が急激に悪化している上に、進行胃癌と診断されており、上記のとおり、罪証隠滅の恐れが極めて小さいこと及び保釈条件を付すことを踏まえれば、早急に職権保釈を認め、被告人の治療を開始させるべきである。

第 3 結語

以上より、被告人の保釈を直ちに許可されたい。

添付書類

1. 誓約書

1 通

- | | |
|-----------------|-----|
| 2. 身元引受書（被告人の妻） | 1 通 |
| 3. 身分証明書（被告人の妻） | 1 通 |

以上

証明予定事実記載書 2

令和2年6月30日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長 好 行

被告法人大川原化工機株式会社，被告人大川原正明，同相嶋静夫，同島田順司
に対する 関税法違反，外国為替及び外国貿易法違反 被告事件につき，検察官が
証拠により証明しようとする事実，下記のとおりである。

記

第1 令和2年6月15日付け追記訴状の公訴事実に係る犯行に至る経緯等	主な証拠 甲52, 54～ 57, 61
同年5月18日付け証明予定事実記載書第1のとおりである。	
第2 令和2年6月15日付け追記訴状の公訴事実に係る犯行状況等 各公訴事実記載のとおりである。	甲37～50
第3 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令2条の2第2項5の2イないしハ（以下「貨物等省令3要件」という。）の解釈について	
1 貨物等省令3要件の定め	甲1, 39
イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの	
ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの	
ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの	甲2, 28～3

- 2 経済産業省の通達である、「輸出貿易管理令の運用について」 0, 70~72
は、貨物等省令3要件の用語の解釈について、以下のように定めている。
- ア 貨物等省令3要件ロの「最小の部分品の変更」とは、噴霧ノズルの交換を含む。
- イ 貨物等省令3要件ハの「滅菌又は殺菌することができるもの」とは、物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まれない。
- 3 また、貨物等省令3要件ハの「定置した状態で」とは、オーストラリア・グループにおける規制案（英文）の「in situ」を邦 甲28~30,
訳したものであり、「装置を分解せず、組み立てた状態で」とい 甲70~72
う意味であると解される。

**第4 令和2年3月31日付け起訴状の公訴事実及び同年6月15日
付け追記訴状の公訴事実第1に係る噴霧乾燥器（機種RL-5。
以下「RL-5」という。）が貨物等省令3要件の定める仕様を
満たすこと**

- 1 貨物等省令3要件イについて 甲4, 5
- ア RL-5の製品カタログ、仕様書には、1時間当たりの水分蒸発量が7キログラムから10キログラムである旨記載されている
- イ RL-5の同型機を使用している会社による実際の使用状況下における水分蒸発量は、1時間当たり2.2キログラムである。
- 2 貨物等省令3要件ロについて 甲4, 6, 7
- ア RL-5の製品カタログには、被告会社が開発した平均粒子径10マイクロメートル以下の微粒子を製造することが可能な「ツインジェットノズル」を搭載したモデルである旨記載されている。

イ R L - 5 の同型機を使用している会社は、同型機により、最小で平均粒子径 0. 2 9 4 マイクロメートルの製品を製造可能である。

3 貨物等省令 3 要件ハについて

ア 乾熱滅菌器を利用した実験によれば、芽胞（増殖に適さない環境になったときに形成される、耐久性の高い特殊な細胞構造）を形成しない細菌の代表である大腸菌及び芽胞を形成する細菌の代表であるウェルシュ菌が、摂氏 1 1 0 度、2 時間の乾熱処理で死滅することが確認できた。また、別の実験では、腸管出血性大腸菌 O 1 5 7 が、摂氏 9 0 度、2 時間の乾熱処理で死滅することが確認できた。なお、一般に、芽胞を形成しない細菌よりも芽胞を形成する細菌の方が熱に強い性質を有している。

甲 1 0 ~ 1 3

甲 8, 9

イ R L - 5 と同型機を使用し、同型機内部に噴霧乾燥対象液体を入れずに空焚き状態（乾熱）にし、稼働時の内部温度を計測する実験を行ったところ、摂氏 1 1 0 度以上を約 5 時間、摂氏 9 0 度以上を約 6 時間 3 0 分、最高で摂氏 1 1 7 度以上を約 3 時間維持できることが確認された。

第 5 令和 2 年 6 月 1 5 日付け追記訴状の公訴事実第 2 に係る噴霧乾燥器（機種 L 8 - i。以下「L 8 - i」という。）が貨物等省令 3 要件の定める仕様を満たすこと

甲 4 0, 6 7

1 貨物等省令 3 要件イについて

ア L 8 - i の製品カタログには、1 時間当たりの水分蒸発量が 3 キログラムである旨記載されている。

イ L 8 - i の出荷前製品検査において、1 時間当たりの水分蒸発量が 3 キログラムであることが確認された。

甲 4 1, 4 2, 6 7,

2 貨物等省令 3 要件ロについて

ア L 8 - i の同型機を使用している大学研究室では、回転数等を調整することで、平均粒子径 6. 4 ~ 6. 6 マイクロメートルの製品を製造可能である。

イ L 8 - i は、容易に、噴霧ノズルを、第 4, 2, ア記載の

「ツインジェットノズル」（平均粒子径 10 マイクロメートル
以下の微粒子を製造することが可能なもの）に付け替えること
が可能である。 甲 4 3

3 貨物等省令 3 要件ハについて

ア 前記第 4, 3, アと同じ。

イ L 8 - i と同型機を使用し、同型機内部に噴霧乾燥対象液体
を入れずに空焚き状態（乾熱）にし、稼働時の内部温度を計測
する実験を行ったところ、最低温度箇所において、摂氏 110
度以上を約 3 時間 30 分維持できることが確認された。

以 上

令和 2 年 1 0 月 1 9 日

温度測定結果報告書

大川原化工機株式会社

エンジニアリング部

大川原化工機株式会社製噴霧乾燥器「スプレードライヤー RL-5」（以下、「RL-5」という。）の温度測定（以下、「本測定」という。）を行った結果について、下記のとおり報告する。

記

1 目的

RL-5内部で特に低温となる箇所の確認及び当該箇所の温度測定を実施するため。

2 結果

RL-5内部で特に低温となる箇所及びその最高温度は、

「乾燥室測定口」	5 3 . 0 ℃
「サイクロン下部裏側（周辺）」	3 7 . 2 ℃
「サイクロンポット内部」	3 0 . 9 ℃
「バグフィルタ下部裏側」	3 7 . 9 ℃
「バグフィルタポット内部」	3 3 . 8 ℃

であった。

3 本測定の内容

(1) 測定日時

令和2年7月28日午前9時45分から午後5時0分まで

(2) 測定場所

[REDACTED]

大川原化工機株式会社 粉体技術研究所

(3) 測定対象機器の仕様

型式	RL-5
熱風入口温度	250℃
排風出口温度	100℃
水分蒸発量	7 kg/h

(4) 温度測定器

株式会社 [REDACTED] 製

超小型ボタンサイズの温度記録計

温度データロガー「スーパーサーモクロン」

温度測定範囲：0℃～123℃

表示最小単位（分解能）：0.1℃

測定精度：100℃～110℃の範囲において±1.2℃

110℃～123℃の範囲において±1.8℃

(5) 運転条件及び運転方法

ア 運転条件

入口設定温度240℃、送風機周波数60Hz、排風機周波数60Hzとした。

イ 運転方法

液体を噴霧せず、熱風のみをRL-5内部に送り込む運転を約7時間15分実施した。

なお、サイクロン粉体回収用ポット及びバグフィルタ粉体回収用ポットを取り付け、サイクロンダンパ及びバグフィルタ弁を閉じた状態で、上記運転を実施した。

(6) 温度測定箇所及び方法

ア 測定箇所

次のとおり、RL-5内部で低温となる可能性のある場所を測定箇所とした（資料1参照）。

- A 「乾燥室 測定口」
- B 「サイクロン入口 測定口」
- C 「サイクロン 下部 裏側（中央）」
- D 「サイクロン 下部 裏側（周辺）」
- E 「サイクロンポット 内部」
- F 「バグフィルタ 下部」
- G 「バグフィルタ 下部 裏側」
- H 「バグフィルタポット 内部」

イ 測定方法

「スーパーサーモクロン」を各測定箇所に貼付して温度測定を実施した（資料2参照）。

また、実験条件を確認するため、排風出口温度の測定箇所であるサイクロン入口測定口の空気温度を測定するための極細型熱電対を取り付けた。

(7) 測定経過

ア 午前9時45分、RL-5の入口設定温度を240℃、送風機周波数を60Hz、排風機周波数を60Hzに設定して運転を開始した。

なお、運転開始時の外気温は25℃であった。

イ 午前10時16分、RL-5の操作パネルに表示される入口温度が2

40℃に到達した。その後も、入口温度240℃、出口温度200℃、送風機周波数60Hz、排風機周波数60Hzの条件のまま運転を継続した。

ウ 午後5時0分、運転開始から約7時間15分が経過したことから、温度測定を終了した。

なお、運転終了時の熱風入口温度は239.8℃、排風出口温度は201.3℃、外気温は28℃であった。

(8) 測定結果（各測定箇所の最高温度）

「スーパーサーモクロン」を回収し、解析ソフト「RH manager」においてデータ解析を実施したところ、各測定箇所の最高温度は以下のとおりであった（資料3参照）。

A 「乾燥室測定口」	53.0℃
B 「サイクロン入口測定口」	96.8℃
C 「サイクロン下部裏側（中央）」	73.2℃
D 「サイクロン下部裏側（周辺）」	37.2℃
E 「サイクロンポット内部」	30.9℃
F 「バグフィルタ下部」	126.6℃
G 「バグフィルタ下部裏側」	37.9℃
H 「バグフィルタポット内部」	33.8℃

(9) 添付資料

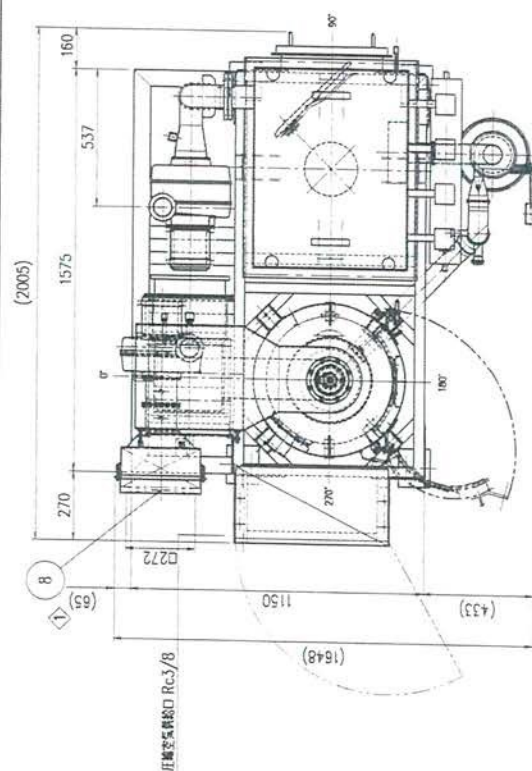
本温度測定に関する下記の資料にそれぞれ資料番号及び資料名を付し、本書末尾に添付する。

- ア 本測定の測定対象機器の全体配置図の写し 【資料1】
- イ 測定経過を明らかにするために、小職が撮影した写真18枚
【資料2】
- ウ 「スーパーサーモクロン」のデータを解析し、小職が作成した

「スーパーサーモクロン」計測データ 【資料 3】

資料 1
RL-5全体配置図

A～F: 温度測定位置を示す

[illegible]

資料 2
計測経過写真

写真 1



装置外観を撮影。

写真 2



銘板を撮影

写真3



運転開始直前の計器盤を撮影。

写真4



測定箇所Aを撮影。

写真 5



測定箇所Bを撮影。

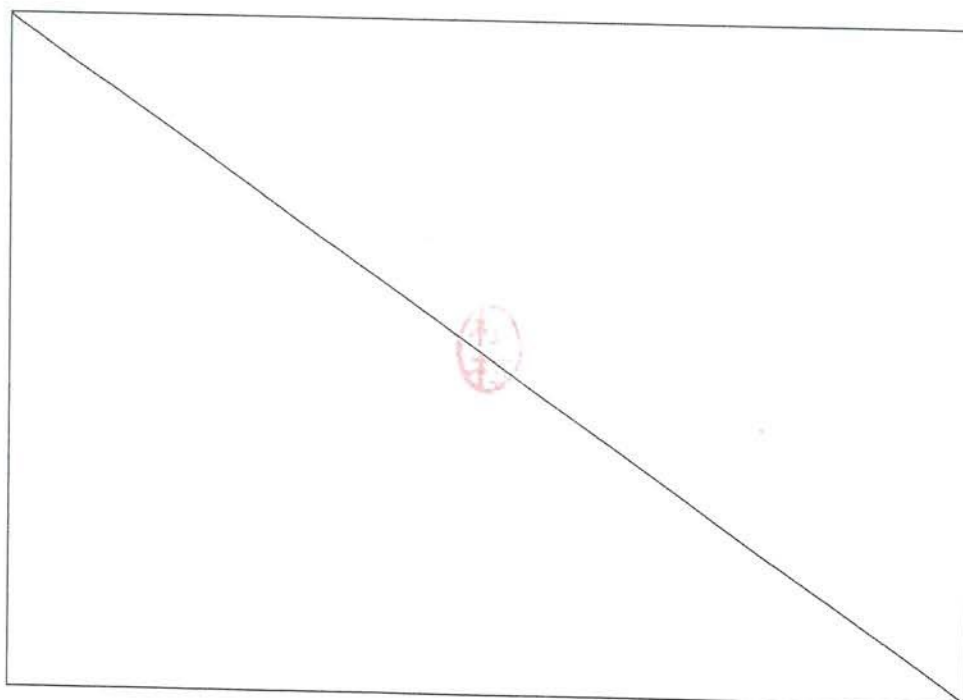


写真 6



サイクロン下部およびサイクロンボットを撮影。

写真 7



サイクロン下部からポットを取り外した状態を撮影。

写真 8



サイクロン下部を裏面から撮影（写真中央が測定箇所C、左側が測定箇所D。）。

写真 9



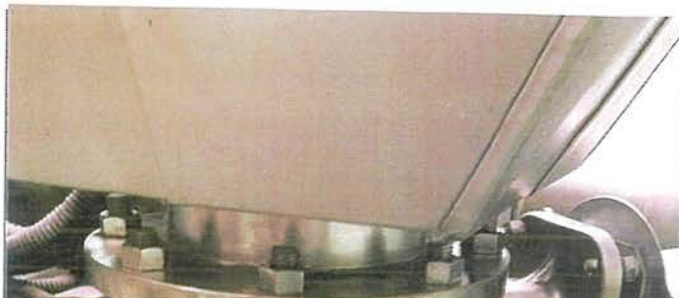
サイクロンポットを撮影。

写真 10



測定箇所Eを撮影。

写真 1-1



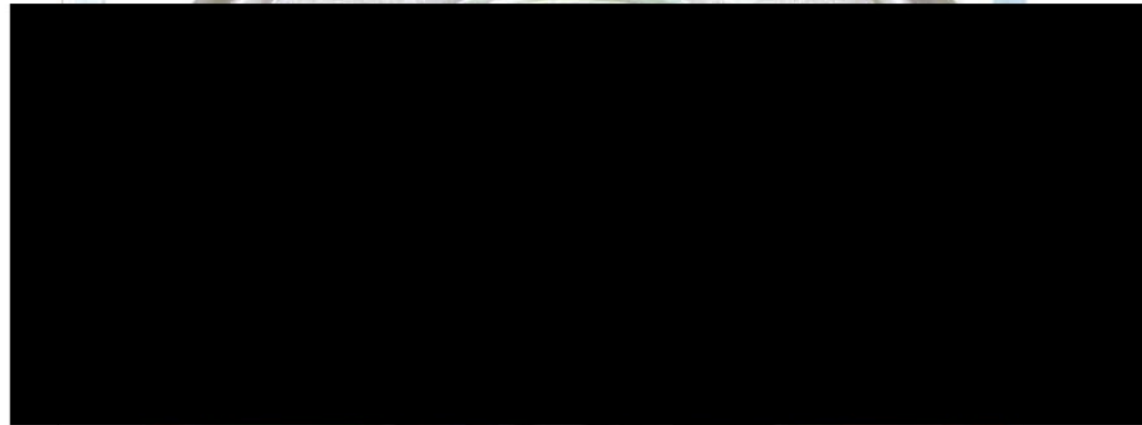
バグフィルタ下部およびボット外観を撮影。

写真 1 2



バグフィルタ下部（ボットを取り外した様子状態）を撮影。

写真 1 3



バグフィルタ下部を、バグフィルタ弁を立てて開いた状態で裏面から撮影（写真右側が測定箇所G）。

写真 1 4



バグフィルタ弁を立てて開いた状態で、測定箇所G及びFを撮影（写真右側が測定箇所G、写真中央が測定箇所F）。

写真 1 5



バグフィルタ点検口を開いた様子を撮影。

写真 1 6



点検口からバグフィルタ内部を撮影した様子。

バグフィルタ弁を寝かせて閉じた状態で測定箇所Fを撮影。

写真 1 7



測定箇所Fを近接して撮影。

写真 1 8

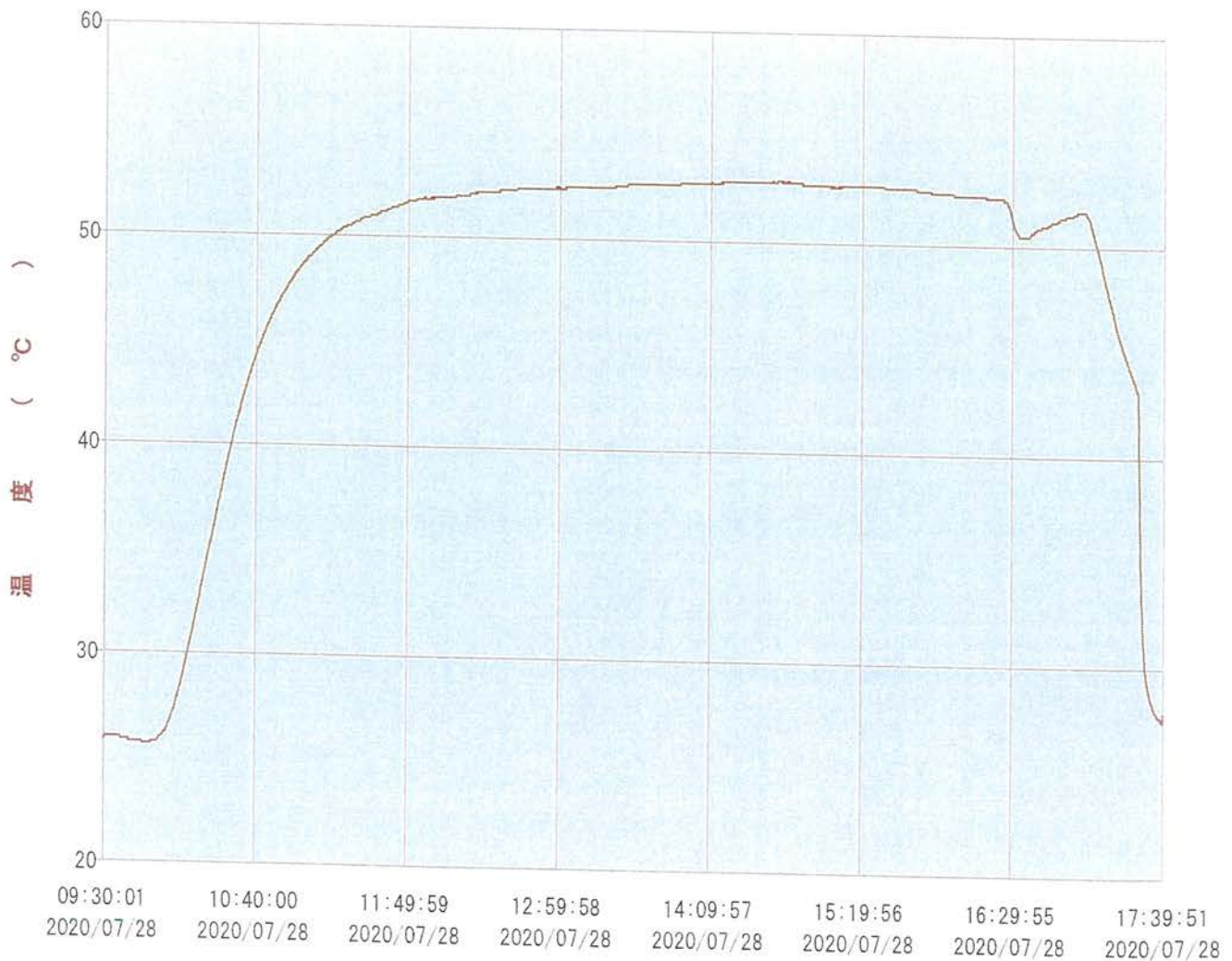


測定箇所Hを撮影。

資料 3
測定データ

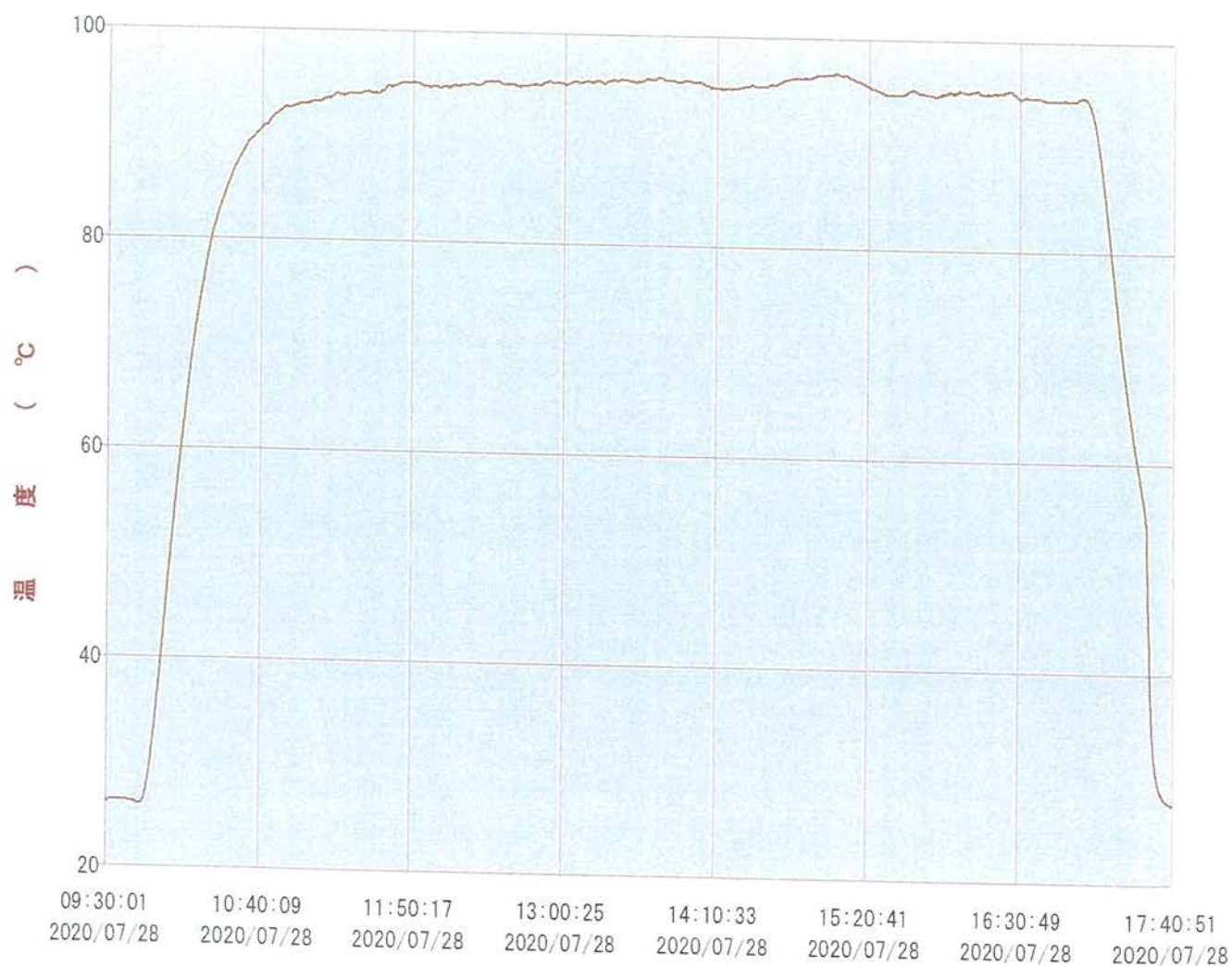
計測データ [概要とグラフ]

測定名称	: A 乾燥室 測定口
メモ 1	:
メモ 2	:
デバイス ID 番号	: 3500000069FBC741
デバイス (型番)	: #1922T
計測開始時刻	: 2020/07/28 09:30:01
対象期間	: 2020/07/28 09:30:01 ~ 2020/07/28 17:39:51
上書き設定	: なし
計測間隔	: 10秒
計測記録数	: 2940 回
分解能	: 高分解能 モード
平均温度(°C)	: 48.2 °C
最高温度(°C)	: 53.0 °C
最低温度(°C)	: 25.7 °C
温度の標準偏差(°C)	: 8.2 °C
高温アラーム設定値	: なし
高温アラーム計測数	: --
低温アラーム設定値	: なし
低温アラーム計測数	: --
Program date: 27 Jul 2020 15:28 +0900; Retrieve date: 28 Jul 2020 17:40 +0900; TM22348	
First date: 10 Jun 2020 05:49 +0900; H: 60.0°C; L: 25.5°C; (ITW102) HF	



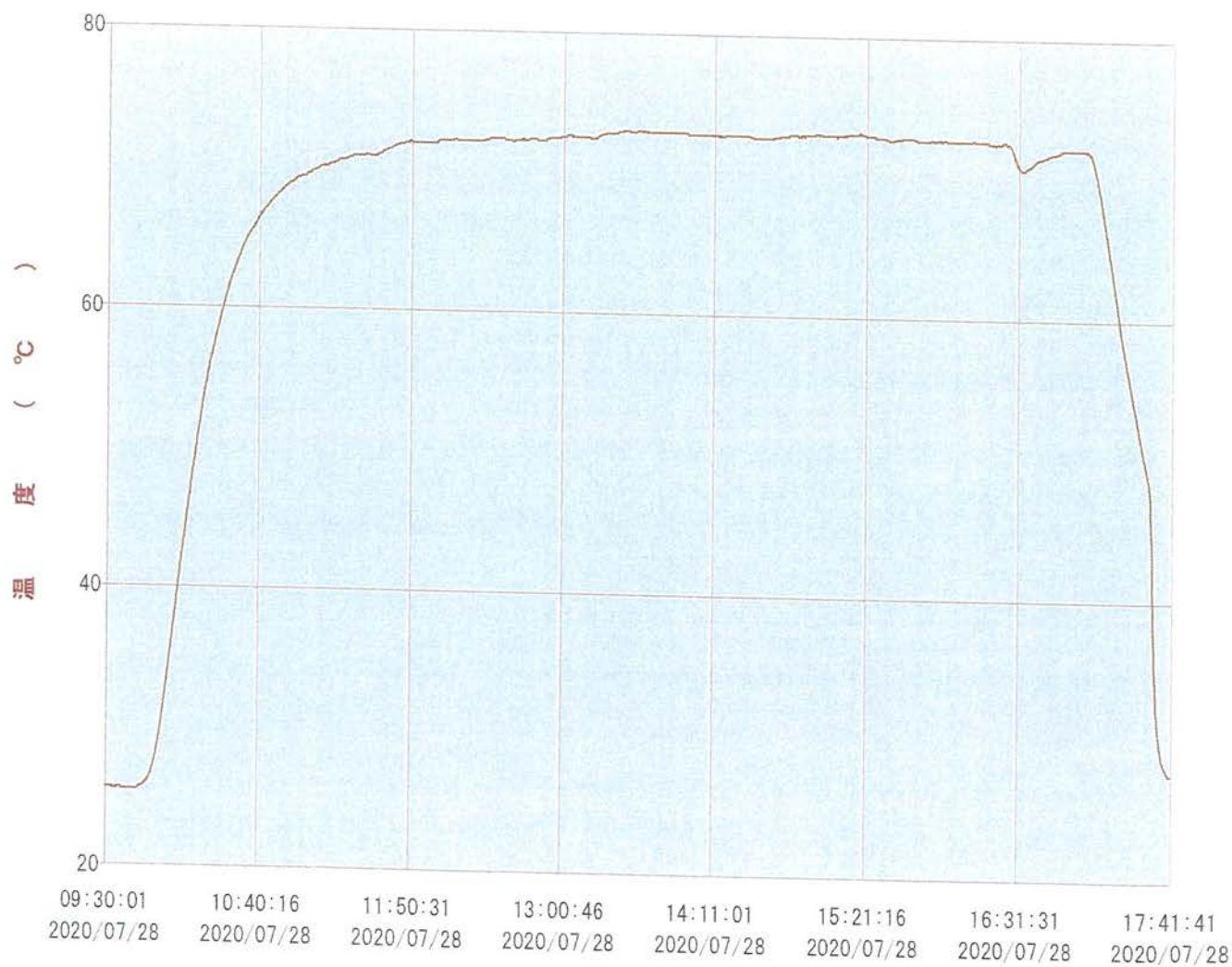
計測データ [概要とグラフ]

測定名称	: B サイクロン入口 測定口
メモ 1	:
メモ 2	:
デバイス I D 番号	: DE0000006A007141
デバイス (型番)	: #1922T
計測開始時刻	: 2020/07/28 09:30:01
対象期間	: 2020/07/28 09:30:01 ~ 2020/07/28 17:40:51
上書設定	: なし
計測間隔	: 10秒
計測記録数	: 2946 回
分解能	: 高分解能 モード
平均温度 (°C)	: 87.1 °C
最高温度 (°C)	: 96.8 °C
最低温度 (°C)	: 26.1 °C
温度の標準偏差 (°C)	: 18.7 °C
高温アラーム設定値	: なし
高温アラーム計測数	: --
低温アラーム設定値	: なし
低温アラーム計測数	: --
Program date: 27 Jul 2020 15:35 +0900 Retriever date: 28 Jul 2020 17:41 +0900 TM27888	
First date: 22 May 2020 08:33 +0900, H: 121.0°C, L: 23.0°C, ITM613, HP	



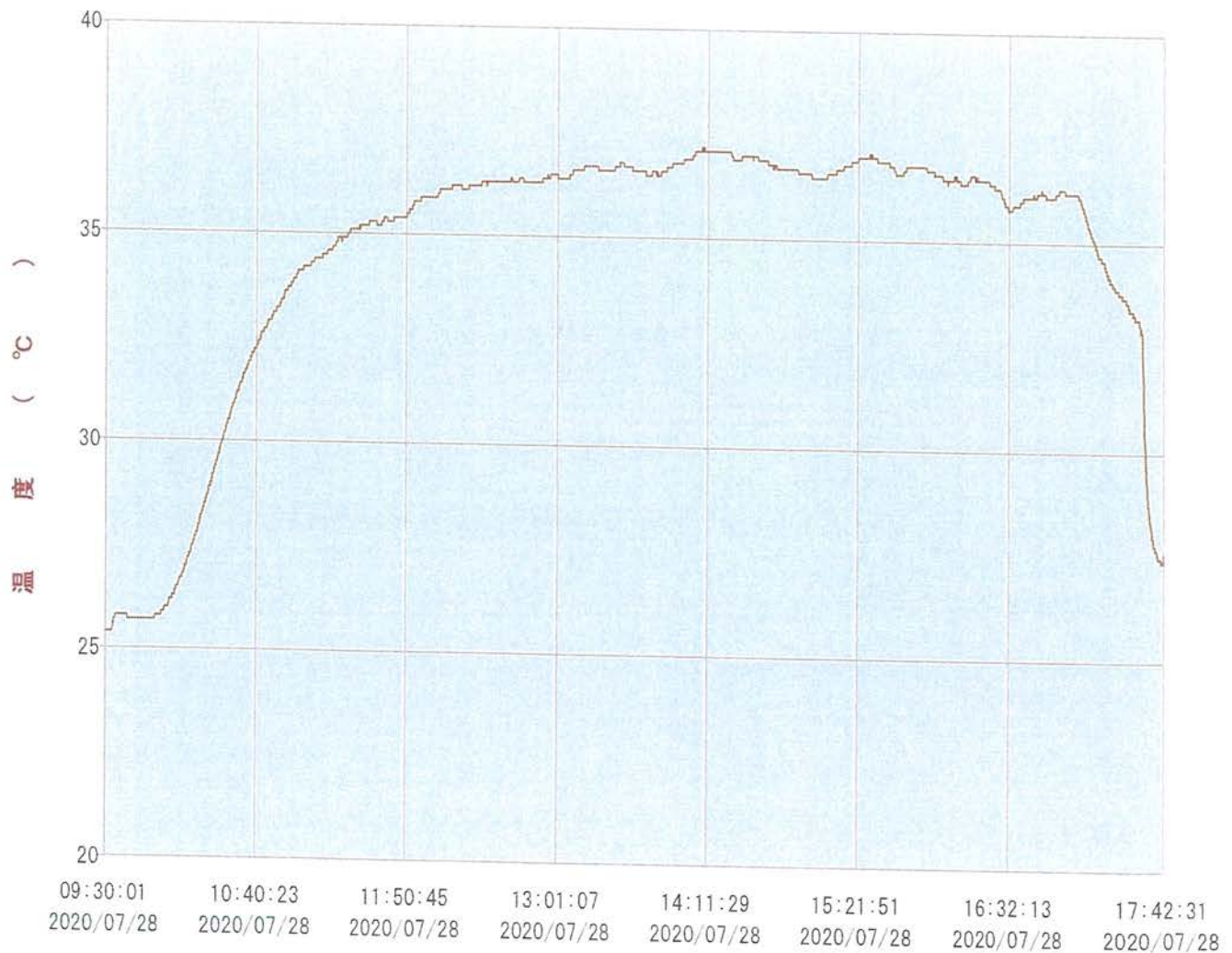
計測データ [概要とグラフ]

測定名称	: C サイクロン 下部 裏側 (中央)
メモ 1	:
メモ 2	:
デバイス ID 番号	: 080000069FEE441
デバイス (型番)	: #1922T
計測開始時刻	: 2020/07/28 09:30:01
対象期間	: 2020/07/28 09:30:01 ~ 2020/07/28 17:41:41
上書き設定	: なし
計測間隔	: 10秒
計測記録数	: 2951 回
分解能	: 高分解能 モード
平均温度 (°C)	: 66.6 °C
最高温度 (°C)	: 73.2 °C
最低温度 (°C)	: 25.5 °C
温度の標準偏差 (°C)	: 12.9 °C
高温アラーム設定値	: なし
高温アラーム計測数	: —
低温アラーム設定値	: なし
低温アラーム計測数	: —
Program date: 27 Jul 2020 15:44 +0900, Retrieve date: 28 Jul 2020 17:42 +0900, TM2926E	
First date: 22 May 2020 06:34 +0900, H: 129.0°C, L: 21.0°C, ITM613 HP	



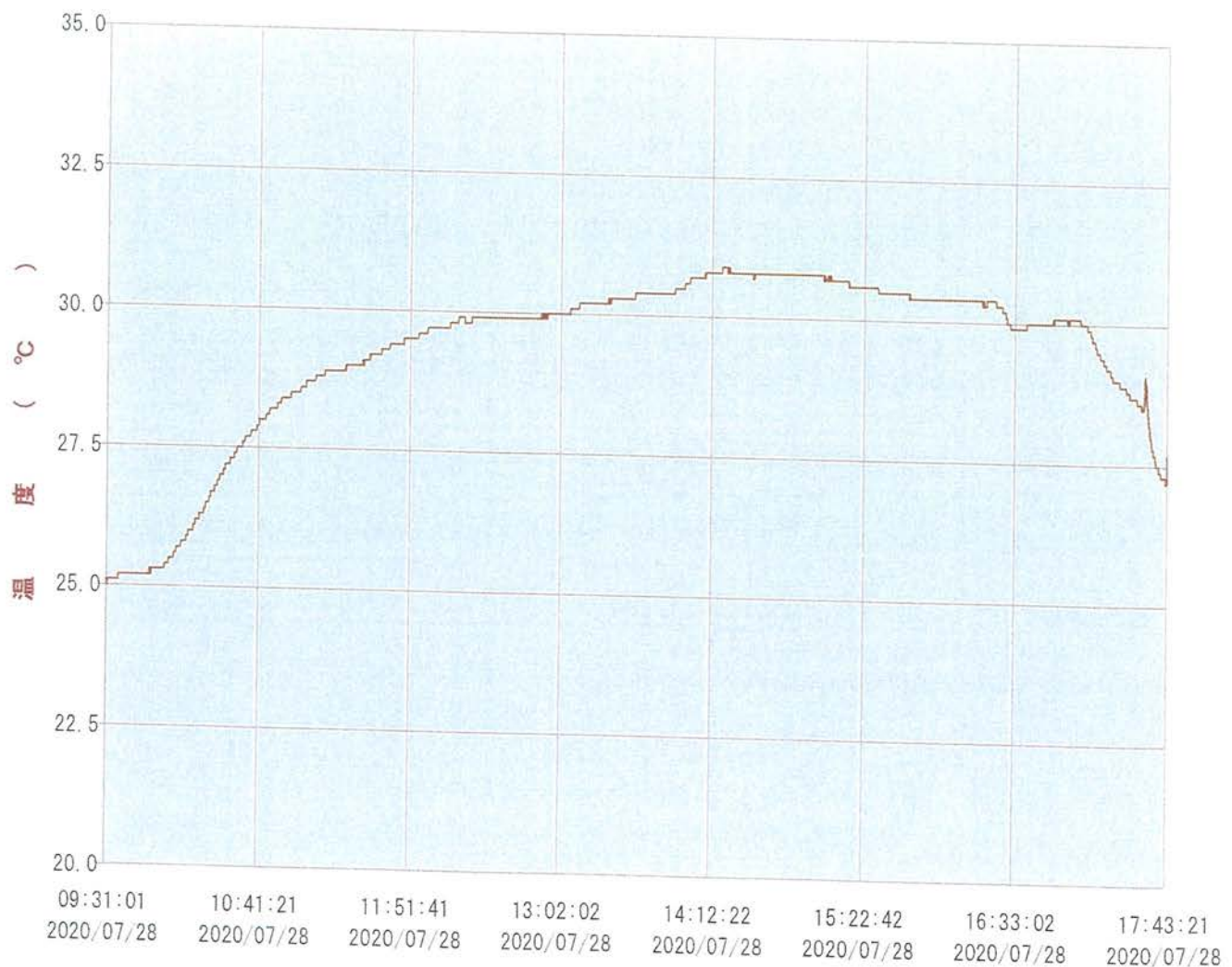
計測データ [概要とグラフ]

測定名称	: D サイクロン下部 裏側 (周辺)
メモ1	:
メモ2	:
デバイスID番号	: C800000069F5F141
デバイス(型番)	: #1922T
計測開始時刻	: 2020/07/28 09:30:01
対象期間	: 2020/07/28 09:30:01 ~ 2020/07/28 17:42:31
上書き設定	: なし
計測間隔	: 10秒
計測記録数	: 2956 回
分解能	: 高分解能 モード
平均温度(°C)	: 34.7 °C
最高温度(°C)	: 37.2 °C
最低温度(°C)	: 25.4 °C
温度の標準偏差(°C)	: 3.3 °C
高温アラーム設定値	: なし
高温アラーム計測数	: --
低温アラーム設定値	: なし
低温アラーム計測数	: --
Program date: 27 Jul 2020 15:41 +0900, Retrieve date: 28 Jul 2020 17:42 +0900 (TW14203)	
First date: 18 Jun 2020 11:20 +0900, H: 117.5°C, L: 23.0°C (TM613) HR	



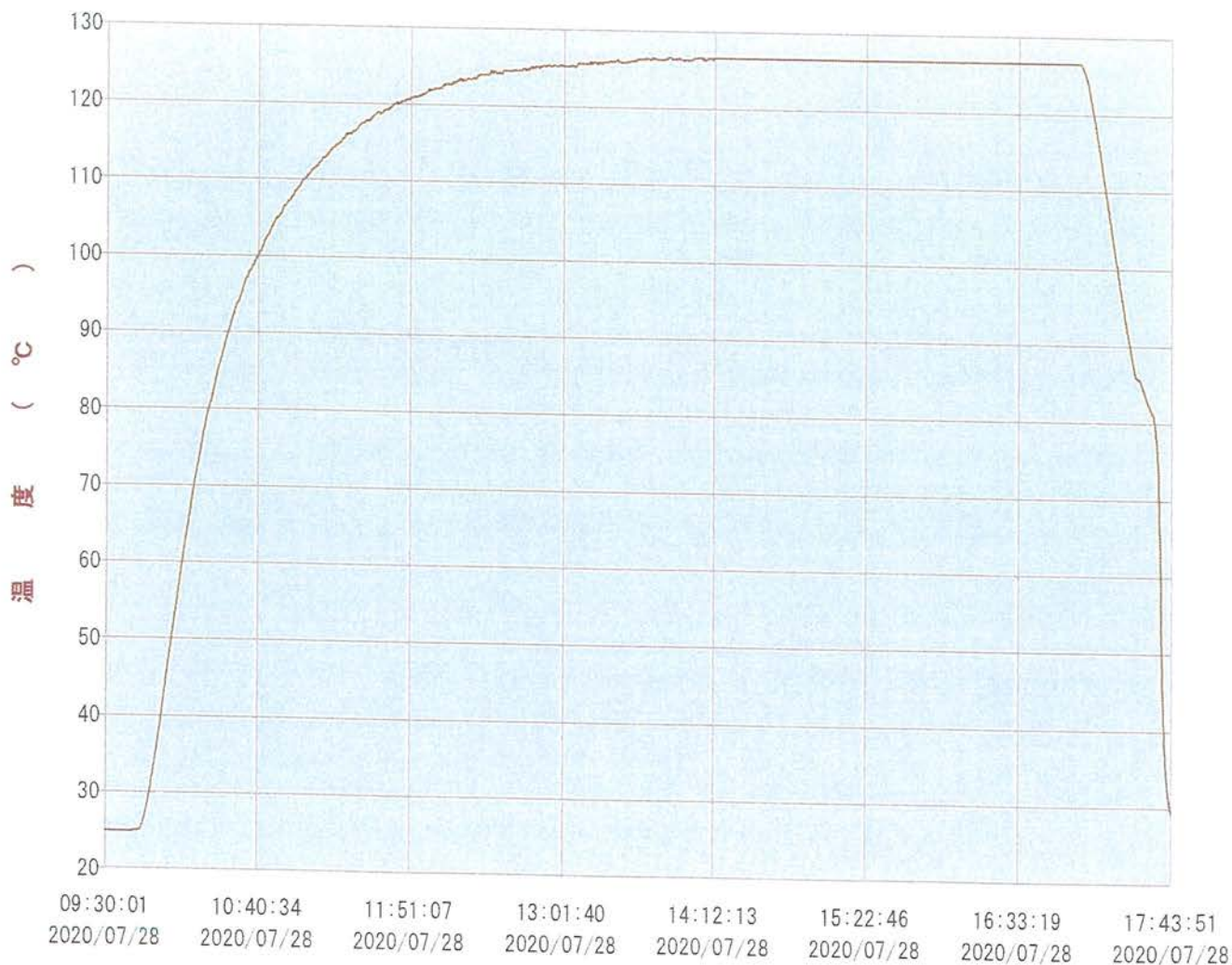
計測データ [概要とグラフ]

測定名称	: E サイクロンボット 内部
メモ 1	:
メモ 2	:
デバイス ID 番号	: F00000069F73E41
デバイス (型番)	: #1922T
計測開始時刻	: 2020/07/28 09:31:01
対象期間	: 2020/07/28 09:31:01 ~ 2020/07/28 17:43:21
上書き設定	: なし
計測間隔	: 10秒
計測記録数	: 2955 回
分解能	: 高分解能 モード
平均温度 (°C)	: 29.4 °C
最高温度 (°C)	: 30.9 °C
最低温度 (°C)	: 25.0 °C
温度の標準偏差 (°C)	: 1.6 °C
高温アラーム設定値	: なし
高温アラーム計測数	: --
低温アラーム設定値	: なし
低温アラーム計測数	: --
Program date: 27 Jul 2020 15:42 +0900 Retrieve date: 28 Jul 2020 17:43 +0900 (M16208)	
First date: 18 Jun 2020 11:18 +0900 H: 109.0°C L: 23.0°C (ITM61E, HP)	



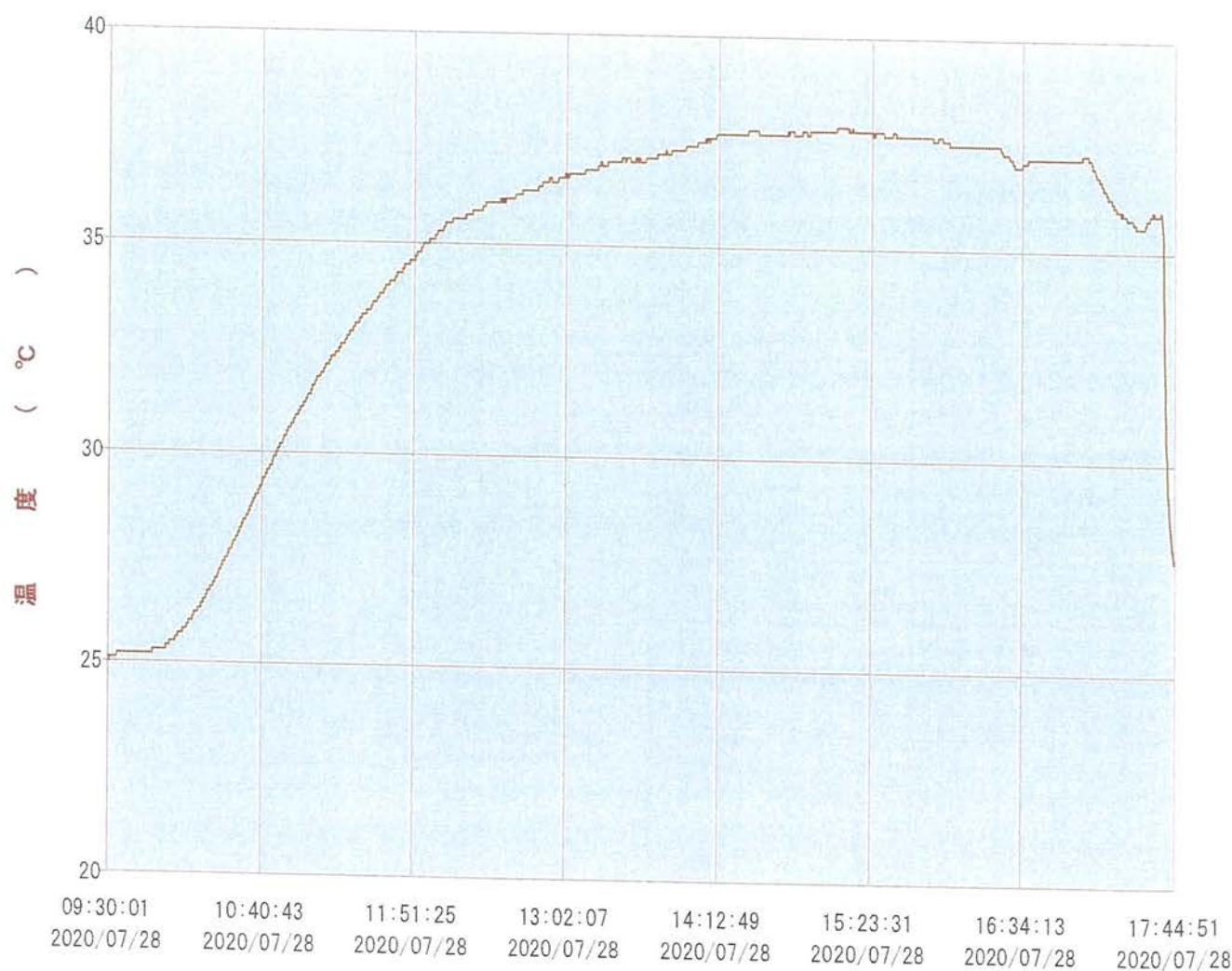
計測データ [概要とグラフ]

測定名称	: F バグフィルタ 下部
メモ1	:
メモ2	:
デバイスID番号	: 0300000069F66641
デバイス(型番)	: #1922T
計測開始時刻	: 2020/07/28 09:30:01
対象期間	: 2020/07/28 09:30:01 ~ 2020/07/28 17:43:51
上書き設定	: なし
計測間隔	: 10秒
計測記録数	: 2964 回
分解能	: 高分解能 モード
平均温度(°C)	: 111.6 °C
最高温度(°C)	: 126.6 °C
最低温度(°C)	: 24.9 °C
温度の標準偏差(°C)	: 27.0 °C
高温アラーム設定値	: なし
高温アラーム計測数	: --
低温アラーム設定値	: なし
低温アラーム計測数	: --
Program date: 27 Jul 2020 15:42 +0900; Retrieve date: 26 Jul 2020 17:44 +0900 [TW653];	
First date: 18 Jun 2020 11:19 +0900; H: 126.6°C; L: 23.0°C [TW617]; HR	



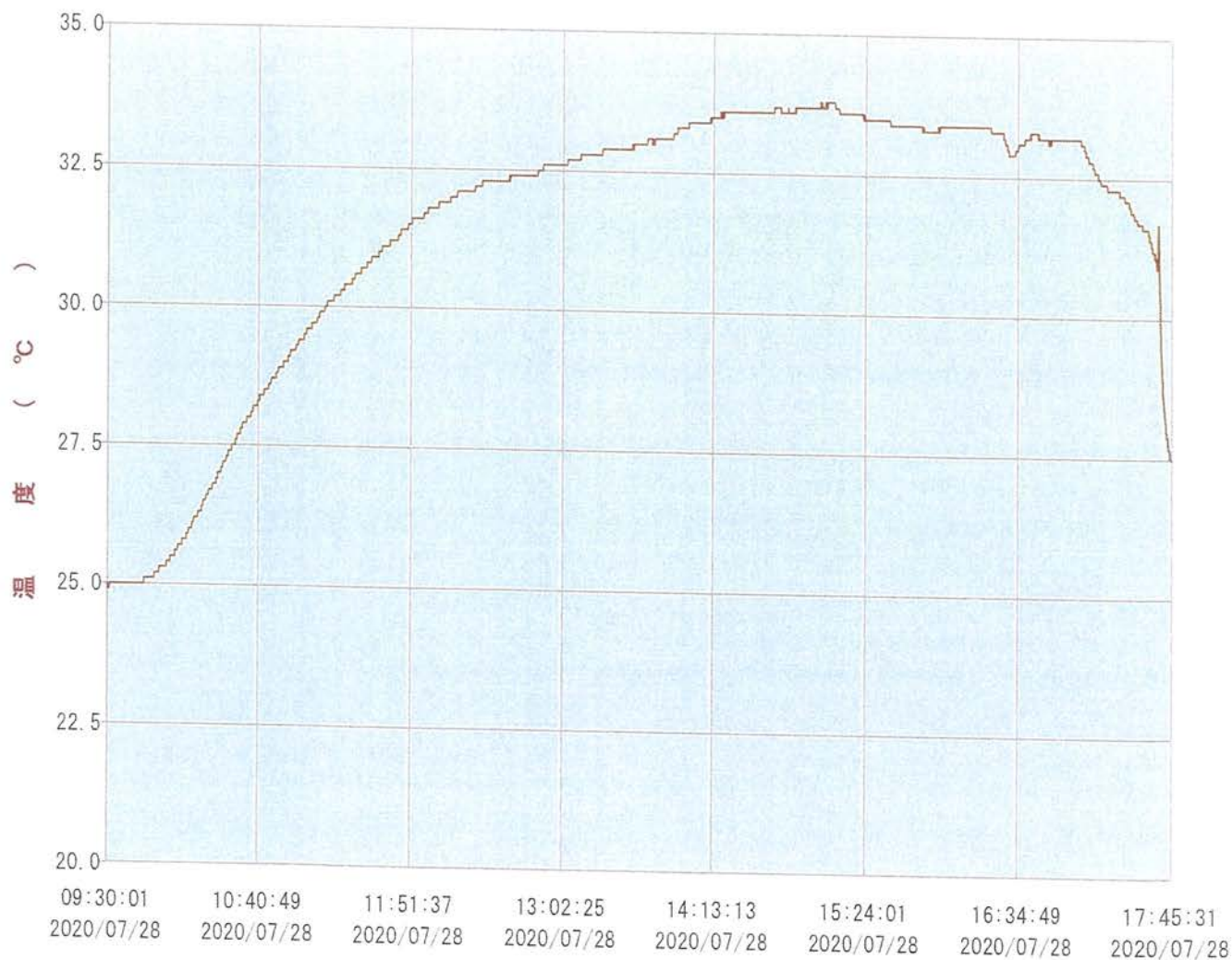
計測データ [概要とグラフ]

測定名称	: G バグフィルタ 下部 裏側
メモ 1	:
メモ 2	:
デバイス I D 番号	: E100000069FFEB41
デバイス (型番)	: #19227
計測開始時刻	: 2020/07/28 09:30:01
対象期間	: 2020/07/28 09:30:01 ~ 2020/07/28 17:44:51
上巻設定	: なし
計測間隔	: 10秒
計測記録数	: 2970 回
分解能	: 高分解能 モード
平均温度 (°C)	: 34.7 °C
最高温度 (°C)	: 37.9 °C
最低温度 (°C)	: 25.0 °C
温度の標準偏差 (°C)	: 4.0 °C
高温アラーム設定値	: なし
高温アラーム計測数	: —
低温アラーム設定値	: なし
低温アラーム計測数	: —
Program date: 27 Jul 2020 15:45 +0900, Retrieve date: 28 Jul 2020 17:45 +0900 TM21133	
First date: 04 Jun 2020 15:27 +0900, H: 118.5°C, L: 21.5°C, ITM612, HP	



計測データ [概要とグラフ]

測定名称	: H バグフィルタ ポット 内部
メモ 1	:
メモ 2	:
デバイス ID 番号	: 0000000069FC9A41
デバイス (型番)	: #19227
計測開始時刻	: 2020/07/28 09:30:01
対象期間	: 2020/07/28 09:30:01 ~ 2020/07/28 17:45:31
上書き設定	: なし
計測間隔	: 10秒
計測記録数	: 2974 回
分解能	: 高分解能 モード
平均温度 (°C)	: 31.5 °C
最高温度 (°C)	: 33.8 °C
最低温度 (°C)	: 24.9 °C
温度の標準偏差 (°C)	: 2.6 °C
高温アラーム設定値	: なし
高温アラーム計測数	: --
低温アラーム設定値	: なし
低温アラーム計測数	: --
Program date: 27 Jul 2020 15:45 +0900, Retrieve date: 28 Jul 2020 17:45 +0900, TW25783	
First date: 04 Jun 2020 15:36 +0900, H: 119.5°C, L: 22.0°C, 1TW612, HP	



令和2年10月19日

温度測定結果報告書

大川原化工機株式会社

エンジニアリング部

大川原化工機株式会社製噴霧乾燥器「スプレードライヤー L-8i」（以下、「L-8i」という。）の温度測定（以下、「本測定」という。）を行った結果について、下記のとおり報告する。

記

1 目的

L-8i内部の最低温となる箇所の温度測定を実施するため。

2 結果

L-8i内部で最低温となる箇所は「乾燥室 測定口」で、同箇所の最高温度は59.2℃であった。

3 本測定の内容

（1）測定日時

令和2年7月21日午前9時35分から午後3時01分まで

（2）測定場所

大川原化工機株式会社 粉体技術研究所

(3) 測定対象機器の仕様

型式	L-8i
熱風入口温度	250℃
排風出口温度	100℃
水分蒸発量	3kg/h

(4) 温度測定器

①株式会社KNラボラトリー製

超小型ボタンサイズの温度記録計

温度データロガー「スーパーサーモクロン」

温度測定範囲：0℃～123℃

表示最小単位（分解能）：0.1℃

測定精度：100℃～110℃の範囲において±1.2℃

110℃～123℃の範囲において±1.8℃

②同社製

超小型ボタンサイズの高温用温度記録計

温度データロガー「ハイパーサーモクロン」

温度測定範囲：20℃～140℃

表示最小単位（分解能）：0.1℃

測定精度：20℃～110℃の範囲において±7.5℃

110℃～140℃の範囲において±1.6℃

(5) 運転条件及び運転方法

ア 運転条件

入口設定温度250℃、排風機周波数60Hzとした。

イ 運転方法

液体を噴霧せず、粉体回収用ポットを取り付けた状態で、熱風のみをL-8i内部に送り込む運転を約5時間25分実施した。

(6) 温度測定箇所及び方法

ア 測定箇所

L-8i内部で低温となる可能性のある場所を次のとおり測定箇所とした。(資料1参照)。

- A 「乾燥室 測定口」
- B 「サイクロン入口 測定口」
- C 「サイクロン 下部」
- D 「サイクロン 下部 裏側」
- E 「サイクロンポット 側面」
- F 「排風機後のダクト」

イ 測定方法

「スーパーサーモクロン」を測定箇所A、B、D、Eに、「ハイパーサーモクロン」をC、Fにそれぞれ貼付して温度測定を実施した(資料2参照)。

また、実験条件を確認するため、排風出口温度及び排風機後ダクト空気温度を測定するべく、乾燥室測定口と排風機後ダクトに極細型熱電対を取り付けた。

(7) 測定経過

ア 午前9時35分、L-8iの入口設定温度を250℃、排風機周波数を60Hzに設定して運転を開始した。

なお、運転開始時の外気温は26℃であった。

イ 午前9時55分、L-8iの操作パネルに表示される入口温度が250℃に到達した。その後も、入口設定温度250℃、排風機周波数60Hzの条件のまま運転を継続した。

ウ 午後3時01分、運転開始から約5時間30分が経過したことから、温度測定を終了した。

なお、運転終了時の熱風入口温度は25.1℃、排風出口温度は19.6℃、外気温は30℃であった。

(8) 測定結果（各測定箇所の最高温度）

「スーパーサーモクロン」及び「ハイパーサーモクロン」を回収し、解析ソフト「RH manager」においてデータ解析を実施したところ、各測定箇所の最高温度は以下のとおりであった（資料3乃至8参照）。

A 「乾燥室 測定口」	59.2℃
B 「サイクロン入口 測定口」	99.1℃
C 「サイクロン 下部」	141.9℃（測定上限値）
D 「サイクロン 下部 裏側」	117.4℃
E 「サイクロンポット 側面」	105.8℃
F 「排風機後のダクト」	115.4℃

(9) 添付資料

本温度測定に関する下記の資料にそれぞれ資料番号及び資料名を付し、本書末尾に添付する。

ア 本測定の測定対象機器の全体配置図の写し

【資料1】

イ 測定経過を明らかにするために、小職が撮影した写真11枚

【資料2】

ウ 「スーパーサーモクロン」及び「ハイパーサーモクロン」のデータを解析し、小職が作成した

測定箇所Aにおける「スーパーサーモクロン」計測データ【資料3】

測定箇所Bにおける「スーパーサーモクロン」計測データ【資料4】

測定箇所Cにおける「ハイパーサーモクロン」計測データ【資料5】

測定箇所Dにおける「スーパーサーモクロン」計測データ【資料6】

測定箇所Eにおける「スーパーサーモクロン」計測データ【資料7】

測定箇所Fにおける「ハイパーサーモクロン」計測データ【資料 8】

資料 1

L-8i全体配置図

資料 2

計測経過写真

写真 1



装置外観を撮影。

写真 2



乾燥室の全体を撮影。

写真 3



測定箇所Aを撮影。

写真 4



乾燥室測定口に極細型熱電対を挿入し、同測定口を閉じた状態を撮影。

(写真中央の「2」は、条件確認用極細型熱電対の番号)

写真 5



サイクロン及びサイクロンポットの付近を撮影。

写真 6



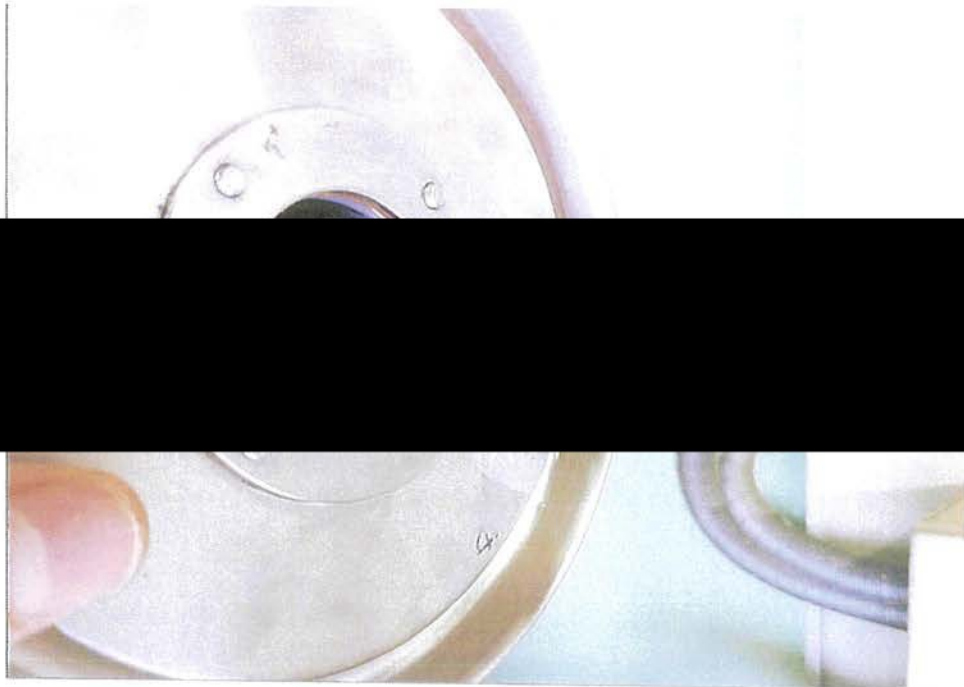
測定箇所Bを撮影。

写真 7



サイクロン下部及び回収ポットの外観を撮影。

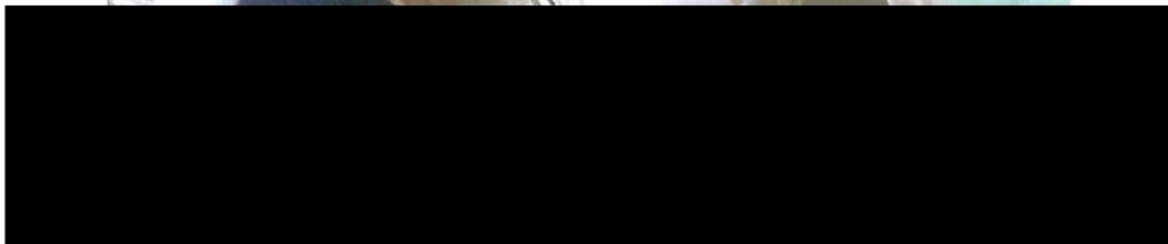
写真8



サイクロン下部を裏側から撮影。

写真中央が測定箇所C、写真右側が測定箇所Dとなる。

写真 9



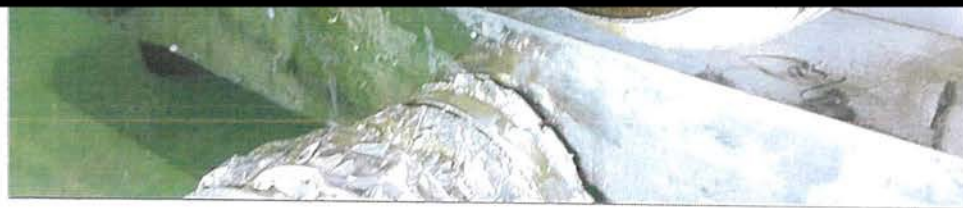
測定箇所Eを撮影。

写真 1 0



写真 9 の拡大図。

写真 1 1



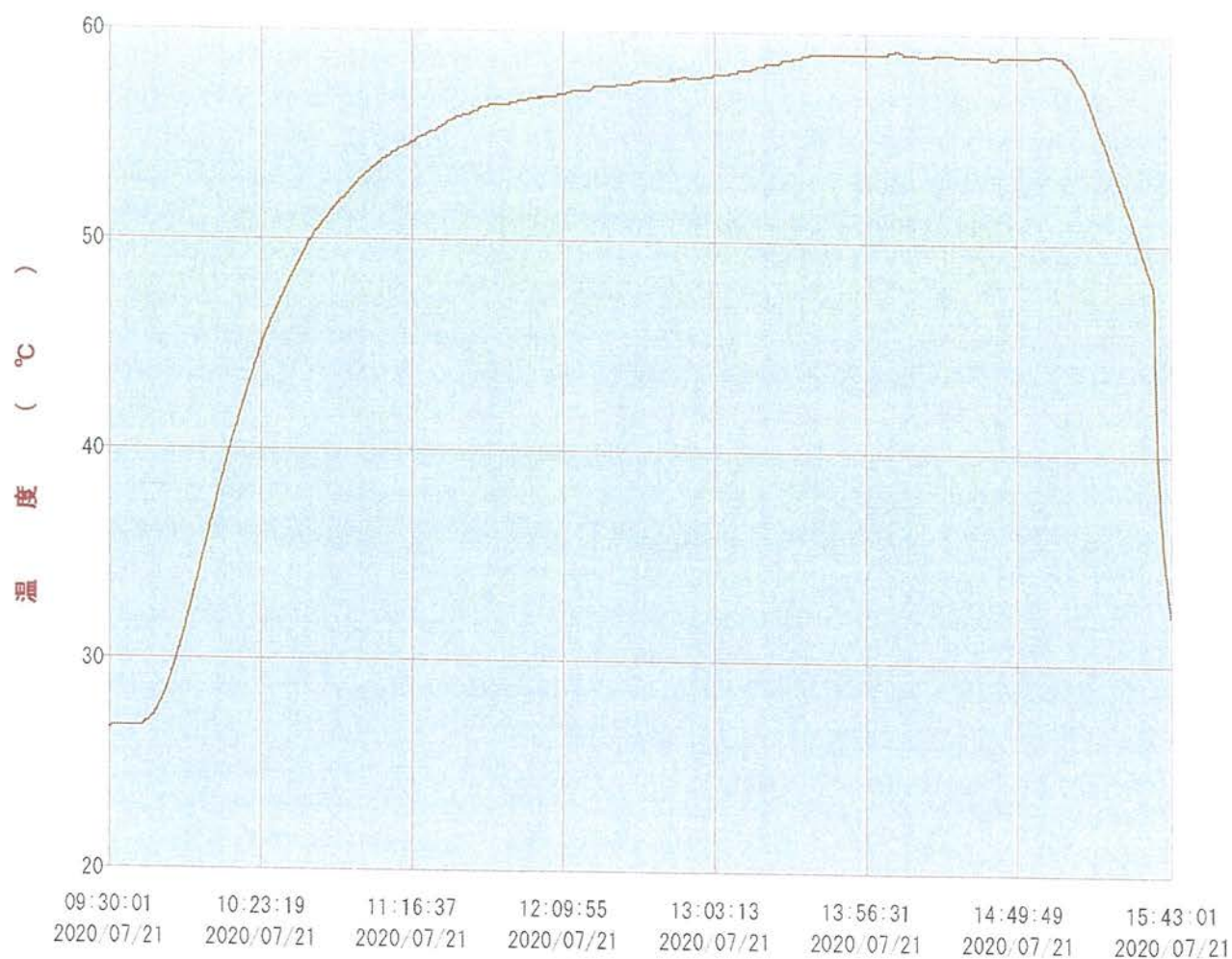
排風機後ダクト内に極細型熱電対を挿入した様子及び測定箇所Fを撮影。

資料 3

「スーパーサーモクロン」計測データ
(測定箇所A)

計測データ [概要とグラフ]

測定名称	A 乾燥室測定口 10mm
メモ1	
メモ2	
デバイスID番号	3500000069FB0741
デバイス(型番)	#1022T
計測開始時刻	2020/07/21 09:30:01
対象期間	2020/07/21 09:30:01 ~ 2020/07/21 15:43:01
上書設定	なし
計測間隔	10秒
計測記録数	2239 回
分解能	高分解能 モード
平均温度(°C)	52.7 °C
最高温度(°C)	59.2 °C
最低温度(°C)	26.7 °C
温度の標準偏差(°C)	9.2 °C
高温アラーム設定値	なし
高温アラーム計測数	--
低温アラーム設定値	なし
低温アラーム計測数	--
Program date: 20 Jul 2020 16:38 +0000 Retrive date: 21 Jul 2020 15:43 +0000 F10408	
First date: 0 Jun 2020 05:49 +0000 H: 65.0°C L: 26.5°C 170/1000 Hz	

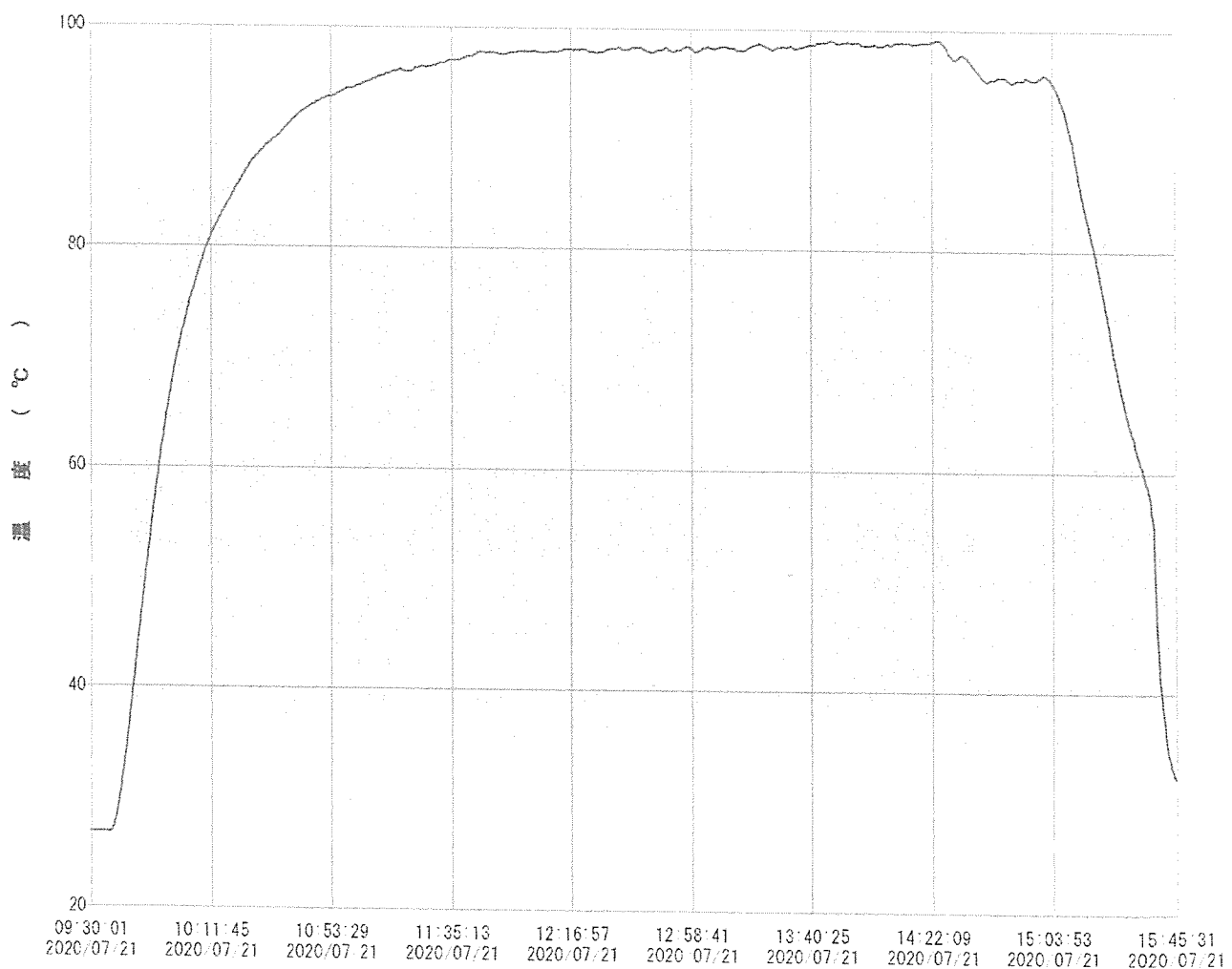


資料 4

「スーパーサーモクロン」計測データ
(測定箇所B)

計測データ [概要とグラフ]

測定名称	B サイクロン入口 測定口 外側
メモ1	
メモ2	
デバイスID番号	DE0000006A007141
デバイス(型番)	51922T
計測開始時刻	2020/07/21 09:30:01
対象期間	2020/07/21 09:30:01 ~ 2020/07/21 15:45:31
上書設定	なし
計測間隔	10秒
計測記録数	2254 回
分解能	高分解能 モード
平均温度(°C)	88.5 °C
最高温度(°C)	99.1 °C
最低温度(°C)	26.8 °C
温度の標準偏差(°C)	17.9 °C
高温アラーム設定値	なし
高温アラーム計測数	--
低温アラーム設定値	なし
低温アラーム計測数	--
Program date: 20 Jul 2020 16:47:40.000 Run date: 21 Jul 2020 15:45:00.000 (F25042) First date: 24 May 2020 06:03:00.000 H: 127 °C L: 25 °C (TMP2) -R	

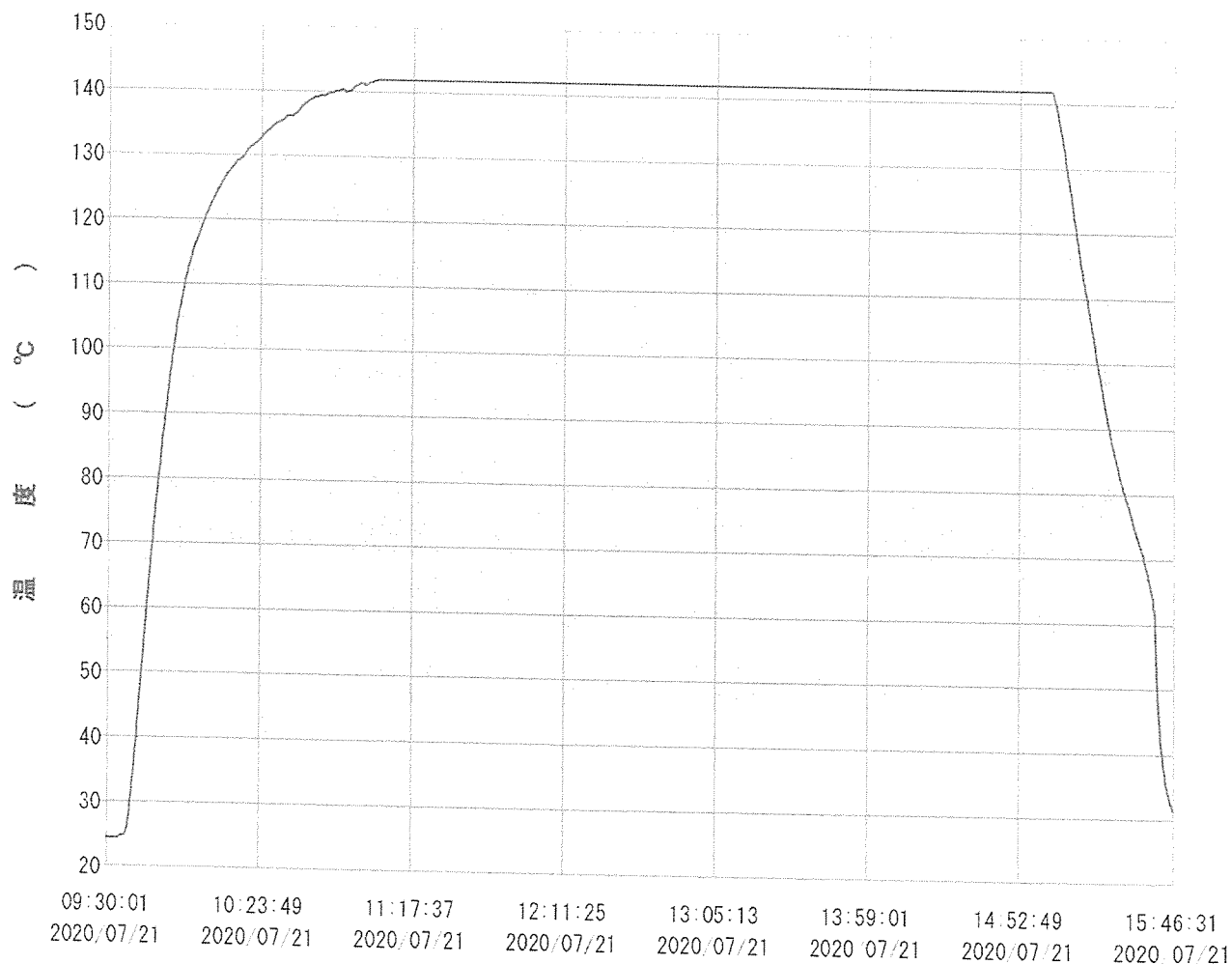


資料 5

「ハイパーサーモクロン」計測データ
(測定箇所C)

計測データ [概要とグラフ]

測定名称	C サイクロン下部
メモ 1	
メモ 2	
デバイス ID 番号	2B000000650A3641
デバイス (型番)	#1922E
計測開始時刻	2020/07/21 09:30:01
対象期間	2020/07/21 09:30:01 ~ 2020/07/21 15:46:31
上書き設定	なし
計測間隔	10秒
計測記録数	2260 回
分解能	高分解能 モード
平均温度 (°C)	128.5 °C
最高温度 (°C)	141.9 °C
最低温度 (°C)	24.4 °C
温度の標準偏差 (°C)	28.4 °C
高温アラーム設定値	なし
高温アラーム計測数	--
低温アラーム設定値	なし
低温アラーム計測数	--
Program date: 29 Jul 2020 16:45:10 (S2) Revision date: 2 Jul 2020 16:45:00 (S2) (P0243) First date: 07 Jul 2020 10:16:00 (S2) H: 141.9 °C L: 24.5 °C (T92) dB	



資料 6

「スーパーサーモクロン」計測データ
(測定箇所D)

計測データ [概要とグラフ]

測定名称	D サイクロン下部 裏側
メモ 1	
メモ 2	
デバイス ID 番号	C800000069F5F141
デバイス (型番)	#1822T
計測開始時刻	2020/07/21 09:30:01
対象期間	2020/07/21 09:30:01 ~ 2020/07/21 15:47:21
上書設定	なし
計測間隔	10秒
計測記録数	2265 回
分解能	高分解能 モード
平均温度 (°C)	104.8 °C
最高温度 (°C)	117.4 °C
最低温度 (°C)	27.0 °C
温度の標準偏差 (°C)	21.7 °C
高温アラーム設定値	なし
高温アラーム計測数	--
低温アラーム設定値	なし
低温アラーム計測数	--
Program date: 20 Jul 2020 16:43 +0900 Retrieval date: 21 Jul 2020 13:41 +0900 (11/147) First date: 16 Jun 2020 11:20 +0900 H: 117.5°C L: 20.0°C TW: 0.0~9	

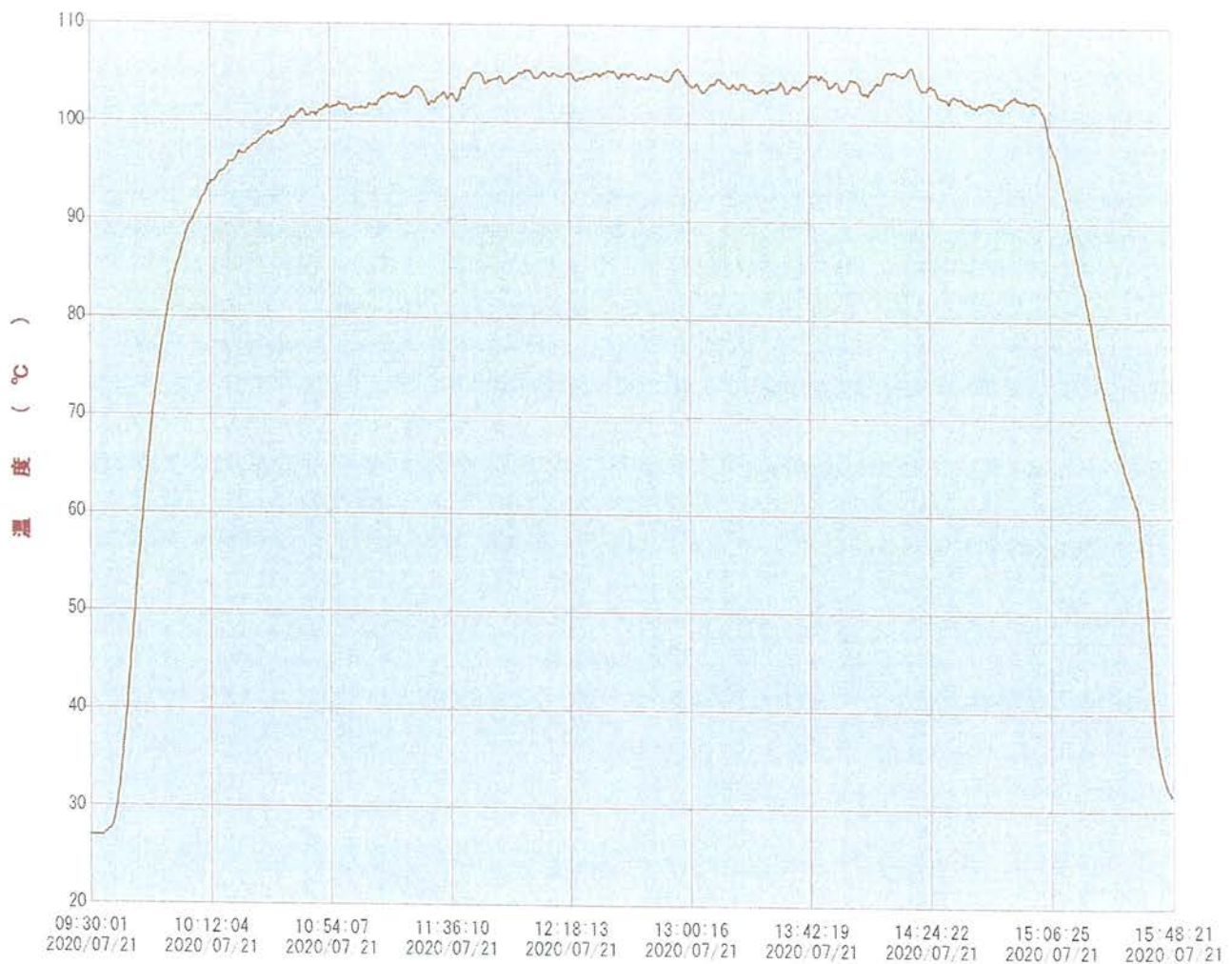


資料 7

「スーパーサーモクロン」計測データ
(測定箇所E)

計測データ [概要とグラフ]

測定名称	E サイクロンボット 側面
メモ1	
メモ2	
デバイスID番号	F009900069F73E41
デバイス(型番)	#1922T
計測開始時刻	2020/07/21 09:30:01
対象期間	2020/07/21 09:30:01 ~ 2020/07/21 15:48:21
上巻設定	なし
計測間隔	10秒
計測記録数	2271 回
分解能	高分解能 モード
平均温度(°C)	94.6 °C
最高温度(°C)	105.8 °C
最低温度(°C)	26.9 °C
温度の標準偏差(°C)	19.1 °C
高温アラーム設定値	なし
高温アラーム計測数	--
低温アラーム設定値	なし
低温アラーム計測数	--
Program name: 20 Jul 2020 16:44 v5000, Report name: 21 Jul 2020 15:48 v5000, F1922A1 First date: 16 Jun 2020 15:00:00 H: 100 °C, L: 20 °C, TWA: 0 ~ 8	



資料 8

「ハイパーサーモクロン」計測データ
(測定箇所F)

計測データ [概要とグラフ]

測定名称	F 排風機後のダクト
メモ 1	
メモ 2	
デバイス ID 番号	IF0000065CAA141
デバイス 型番	#1822E
計測開始時刻	2020/07/21 09:30:01
対象期間	2020/07/21 09:30:01 ~ 2020/07/21 15:49:11
上書設定	なし
計測間隔	10秒
計測記録数	2276 回
分解能	高分解能 モード
平均温度 (°C)	102.5 °C
最高温度 (°C)	115.4 °C
最低温度 (°C)	23.5 °C
温度の標準偏差 (°C)	22.1 °C
高温アラーム設定値	なし
高温アラーム計測数	—
低温アラーム設定値	なし
低温アラーム計測数	—
Program date: 20 Jul 2020 16:45:45.000, Rev: rev: none 21 Jul 2020 11:40:10.000 / YF945 First date: 15 Jul 2020 13:22:00.000 H: 115.5°C L: 20.5°C / TWB: 4F	



令和2年（特わ）第858号 外国為替及び外国貿易法違反事件
令和2年（特わ）第1327号 外国為替及び外国貿易法違反等事件
被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、相嶋~~静~~夫、島田順司

予定主張記載書面（1）

令和2年8月14日

東京地方裁判所刑事13部 御中

弁 護 人 高 田

弁 護 人 鄭 一

弁 護 人 河 村

弁 護 人 瀬 川

弁 護 人 小 林 貴

弁 護 人 趙 誠 峰



弁護人の証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張は以下のとおりである。

第1 公訴事実に対する主張

本件噴霧乾燥器は、貨物等省令2条の2第2項5の2ハを満たさず、その輸出に経済産業大臣の許可が必要なものではなかった。

本件噴霧乾燥器が、客観的に、その輸出に許可が必要な性能を有していたかとは別に、被告人らは、本件噴霧乾燥器が、その輸出に経済産業大臣の許可が必要なものであるとの認識はなく、無許可輸出の共謀もしていない。

したがって、被告人らは無罪である。

第2 被告人らの主張

1 大川原化工機株式会社

被告会社は、昭和55年に被告人大川原の父が噴霧乾燥器の製造・販売等と主事業として設立され、設立以来、噴霧乾燥器の製造・販売分野における日本国内のリーディングカンパニーとして当該業界を牽引してきた株式会社である。

噴霧乾燥器とは、液体状のものを霧状に噴射し、それを熱することによって粉状にする機械である。例えば食品、金属加工などにこれらの技術は応用され、粉ミルク、インスタント食品・飲料の粉末、調味料その他の食品、顔料、化粧品、粉末洗剤及び乾電池の材料など、幅広い食品ないし日用品の生産に利用されている。

被告人大川原は、昭和55年9月に被告会社に入社し、昭和62年に代表取締役就任して以降、業界を牽引する同社の先頭に立ってきたものである。また、被告人相嶋は昭和60年に被告会社へ入社し、平成19年から平成26年まで取締役を務め、被告人島田は昭和61年へ入社し、平成14年から令和2年まで取締役を務め、ともに被告会社の中核を担ってきたものである。

被告会社は日本国内[]株式会社、[]株式会社といった会社

に噴霧乾燥器を販売し、平成８年頃からは中国などに海外進出し、上海に合弁会社を作るなどしていた。

２ 経済産業省との折衝

- (1) そのような中、平成２２年頃から、オーストラリア・グループ（以下「AG」という。）において噴霧乾燥器を輸出規制の対象に追加するとの議論が開始され、平成２４年には実際にAGの規制対象に追加された。これを受け、AG参加国である本邦においても、同規制を国内法に反映することとなった。

AGにおける議論や、AGの規制を国内法へ反映するための検討に関しては、経済産業省及びシステックの職員が担当していた。

- (2) そして、経済産業省やシステックがAGの会議に参加して噴霧乾燥器の規制に関して議論する際、それまでの被告会社の業界内での地位にかんがみ、経済産業省やシステックは噴霧乾燥器の性能等に関して被告会社や被告人大川原らに相談し、意見を求めた。

これに対しては、被告人大川原、被告人相嶋及び被告人島田（以下「被告人大川原ら」という。）が中心となって、被告会社における経験及び知見を基に回答を行った。

もっとも、被告人大川原らは一方的に見解を述べたのではなく、経済産業省やシステックの職員と協議するとともに、意見の交換をしながらAGの会議への準備を行った。例えば、システックの職員である[]が、規制対象を蒸気滅菌ができる噴霧乾燥器に限定するよう提案する等、経済産業省やシステック側からも意見が述べられ、AGの会議における対応に反映されていた。

- (3) その後、AGにおいて規制が定められ、国内法へ反映するに当たっても、引き続き経済産業省やシステックから大川原らへ意見が求められた。

その際、AGの規制では、例えば「disinfect」という文言について「殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染性を破壊すること」というように明確な定義がされていたのに対し、経産省が作成した国内法の素案では、「殺菌」という文言について、特段の定義をしないまま使用していたため、被告人相嶋はこのような文言が不明確であることを指摘したりした。

また、被告人島田は、経産省の担当者から、摂氏100度程度にすれば死ぬ菌がいるかどうか質問され、「中にはそういう菌もいるのではないか」という旨を回答したこともあった。

- (4) また、パブリックコメントにおいても、被告会社として、規制の趣旨や内容を明確にするために、「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器という文言を加えるべきである」等の意見を述べた。

この点は、既に定められていた輸出貿易管理令別表1の3の2の項(2)「細菌製剤の開発、製造…に用いられる装置」として同趣旨の規定が置かれていたことから、被告会社が提案した当該文言を加えても規制範囲が変わらないため、結果として同文言は反映されなかったが、このように被告人らは法整備に協力してきた。

3 本件噴霧乾燥機の輸出についての被告人らの認識

- (1) 被告人らは、輸出について経済産業省の許可が必要となる噴霧乾燥機について、軍用細菌製剤の製造に転用可能な噴霧乾燥器の輸出を規制するという趣旨から、粉体を内部に封じ込める機構や薬液による定置洗浄機能等、使用者の安全を確実に確保するための設備が付加されたものであろうと考えていた。

少なくとも、被告会社でそれまで製造・販売していた噴霧乾燥器については、特別に設計をしてそれらの設備を付したものは格別、本件

噴霧乾燥器を含む、そうではない標準の噴霧乾燥器（定型機）については該当しないものと認識していた。

- (2) また、本件噴霧乾燥器の機能の1つである乾熱運転については、被告人らにはおよそ規制対象の「滅菌」「殺菌」方法にあたるものとの発想が無かった。内部に粉体が残っている状態で、高温の熱風を送り続けることは通常想定される用法ではないばかりか、火災や爆発の危険があり、滅菌、殺菌のために乾熱運転をするということ自体想像外であった。被告人相嶋は、噴霧乾燥という技術の原理上、通常は乾燥室の温度だけ上がればよいことから、被告会社の定型機は、その内部全体が均一に高温となるようには作られておらず、温度がほとんど上がらない部分があるため、この点からも乾熱による滅菌は不可能であると認識していた。

- (3) このように、上記のような特別設計のものが輸出規制の対象になるかは別として、少なくとも標準機種である定型機については該当するはずがないというのが、被告人らを含む全社員の当然の共通認識であった。

4 そもそも本件噴霧乾燥器は輸出規制の対象ではない

- (1) 「定置した状態で」滅菌又は殺菌することができないこと
- ア 「定置した状態で」とは、AGにおける規制（英文）の「in situ」を邦訳したものであり、「装置を分解せず、組み立てた状態で」という意味であり、装置使用者が装置内部の菌体に被曝せず殺菌又は滅菌できることを要求する趣旨である。
- イ 本件噴霧乾燥器のうち、公訴事実第2記載の噴霧乾燥器（以下、「L-8i」という。）は、排風口に粉体補集用のフィルタが存在しない仕様である。したがって、内部に粉体が残っている状態で熱風を送れば、粉体が外部に飛散する仕様であり、「定置した状態で殺菌又は滅

菌」(貨物等省令 2 条の 2 第 2 項 5 の 2 ハ) することができない。

また、公訴事実第 1 記載の噴霧乾燥器(以下、「RL-5」という。)もその仕様上、0.3 マイクロメートル以下の微生物(主にウイルス)は捕集不可能であり、「定置した状態で殺菌または滅菌」することができない。

ウ また、本件噴霧乾燥器はいずれも、滅菌又は殺菌する前に製品を回収する際、内部の製品が付着した部分が露出し、使用者が被曝することが避けられない仕様である。したがって、この点からも本件要件ハを満たさない。

(2) 「内部」を滅菌又は殺菌することが出来ないこと

本件要件における「内部」とは、噴霧乾燥器の運転後、製造された粉体が残留し得る箇所をいうものと解される。しかし、本件噴霧乾燥器には、噴霧乾燥器の運転後に粉体が付着するものの、熱風が当たらないために滅菌または殺菌をすることが不可能な箇所が複数箇所存在する。したがって、本件噴霧乾燥器は、本件要件ハを満たさない。

(3) 「滅菌又は殺菌」が出来ないこと

ア まず、「滅菌」について、乾熱滅菌は摂氏 160 度以上で行う必要があるところ、本件噴霧乾燥器には摂氏 160 度以上にならない箇所が存在するため、滅菌は不可能である。

イ 次に、「殺菌」について、本件要件ハにおける「殺菌」とは、薬液殺菌、すなわち殺菌効果のある化学物質の使用を通じて装置中の潜在的な全ての微生物の感染力を破壊することをいうものと解すべきである。

しかし、本件噴霧乾燥器はいずれも、分解洗浄を前提として設計されており、薬液を装置の隅々にまで行き渡らせ、当該装置中の潜在的な全ての微生物の感染性を破壊することができる仕様ではないため、本件噴霧乾燥器は「殺菌することができるもの」には該当しない。

ウ 以上のとおり、本件噴霧乾燥器はいずれも内部を「滅菌又は殺菌」できるものではないため、本件要件ハに該当しない。

エ 付言すると、本件噴霧乾燥器はいずれも、温度を上げても最高温度が摂氏90度にも達さない箇所が存在する。

この観点からも、本件噴霧乾燥器は「滅菌又は殺菌することができるもの」に該当しない。

以上

令和2年（特わ）第858号 外国為替及び外国貿易法違反事件

令和2年（特わ）第1327号 外国為替及び外国貿易法違反等事件

被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、相嶋絳夫、島田順司

証 拠 意 見 書

令和2年8月14日

東京地方裁判所刑事13部 御中

弁 護 人 高 田

剛

弁 護 人 鄭

一

志

弁 護 人 河 村

尚

弁 護 人 瀬 川

慶

弁 護 人 小 林 貴

樹

弁 護 人 趙

誠

峰

検察官請求の甲1号証ないし甲72号証、及び乙1号証ないし乙38号証に対する
意見は、以下のとおりである。

1 甲号証について

甲1号証ないし甲3号証	同意
甲4号証	別添資料1の限度で同意
甲5号証	不同意
甲6号証ないし甲19号証	不同意
甲20号証ないし甲25号証	同意
甲26号証ないし甲36号証	不同意
甲37号証	告発の事実があったという限度で同意
甲38号証ないし甲41号証	同意
甲42号証ないし甲46号証	不同意
甲47号証および甲48号証	同意
甲49号証および甲50号証	不同意
甲51号証	同意
甲52号証ないし甲69号証	不同意
甲70号証ないし甲72号証	同意

2 乙号証について

乙1号証ないし乙38号証	不同意
--------------	-----

以上

証 拠 調 べ 請 求 書

令和2年5月18日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長 好 行 

被告人 大川原化工機，大川原正明，相嶋静夫，島田順司 に対する 外国為替及び外国貿易法違反 被告事件につき，別紙証拠等関係カード記載の証拠の取調べを請求する。

証拠等関係カード（甲）（No. 1）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果			備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
1	報（外為法等適用関連法令の変遷について） 〔（員）  〕 30.1.17 関連法令の変遷状況等 ()		A B C D						
2	報（運用通達・適用法令の解釈） 〔（員）  〕 29.12.22 関連通達の内容等 ()		A B C D						
3	写真撮影報告書（噴霧乾燥器RL-5） 〔（員）  〕 29.9.27 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）の形状等 ()		A B C D						
4	分析結果報告書（被疑会社製品カタログ） 〔（員）  〕 29.11.13 被告会社製品カタログの記載内容等 ()		A B C D						
5	証拠品複写報告書（試運転データ表） 〔（員）  〕 30.7.13 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）の試運転データ等 ()		A B C D						

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（甲）（No. 2）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容		取 調 順 序
6	聴取及び資料入手結果報告書 (平均粒子径について)							
	〔(員) 〇〇〇〇〇〇〕 30.7.13		A B C D					
	本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）による粉末製品の平均粒子径等							
	()							
7	訂正報告書							
	〔(員) 〇〇〇〇〇〇〕 1.6.13		A B C D					
	甲6の訂正							
	()							
8	温度測定結果報告書（RL-5内部における最低温を示す箇所）							
	〔(員) 〇〇〇〇〇〇〕 30.4.10		A B C D					
	本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）内部の乾熱温度の測定結果等							
	()							
9	温度計測結果報告書（RL-5バッグフィルタ下部）							
	〔(員) 〇〇〇〇〇〇〕 30.7.23		A B C D					
	本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）内部の最低温箇所の温度測定結果等							
	()							
10	員							
	〔 〇〇〇〇〇〇 〕 30.9.13		A B C D					
	乾熱により、大腸菌、ウエルシュ菌の殺菌が可能であること等							
	()							

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原化工機 株式会社 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（甲）（No. 3）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果		備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
11	員 [] 30.7.31 乾熱により、芽胞を形成しない菌を全て死滅させ感染能力を失わせることができること等 ()		A B C D					
12	訂正報告書 (員) [] 30.7.31 甲11の訂正 ()		A B C D					
13	員 [] 30.3.28 生物テロに使われる病原菌、それらに対する規制等 ()		A B C D					
14	捜照(膳) (員) [] 30.8.3 本件輸出貨物が規制対象に該当するか否かの照会 ()		A B C D					
15	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長 [] 30.8.10 甲14の回答 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工機 備 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 4)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果		備 考 續てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
16 員	〔 1.6.14 〕 本件噴霧乾燥器は要件イ〜ハに該当する と思われると判断したこと等 ()		A B C D					
17 検	〔 2.4.3 〕 被告会社製噴霧乾燥器で分解しない状態 で乾燥殺菌を行っていること等 ()		A B C D					
18 検	〔 2.4.3 〕 被告会社製噴霧乾燥器は要件ハに該当す ると考えられること等 ()		A B C D					
19 検	〔 2.3.23 〕 同業他社(株式会社GF)においては、 輸出許可を得て噴霧乾燥器を輸出してい ること等 ()		A B C D					
20 捜照(歴) (員)	〔 30.8.3 〕 被告会社における輸出の個別許可の有無 の照会 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（甲）（No. 5）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果		備 考 編てつ箇所
		期 日	関係 被告人	期 日	関係 被告人	期 日	関係 被告人	
21	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障 貿易管理課長 [] 30.8.10 甲20の回答 ()		A B C D					
22	捜照(謄) 〔(員) []〕 30.8.3 被告会社における輸出の包括許可の有無の照会 ()		A B C D					
23	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障 貿易管理課長 [] 30.8.10 甲22の回答 ()		A B C D					
24	複写報告書（本件輸出関係書類） 〔(員) []〕 30.2.16 本件輸出関係書類の記載内容等 ()		A B C D					
25	聴取結果報告書（三井倉庫株式会社） 〔(員) []〕 30.3.30 本件輸出貨物の船積み状況等 ()		A B C D					

 (被告人 A 大川原 化工 機 関 C 相 嶋 静 夫)
 B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

 (被
告
人
複
数
用)

証拠等関係カード（甲）（No. 6）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果			備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
26	既遂時期等特定報告書 〔 (員) 〇〇〇〇 〕 30.4.5 本件既遂時期及び場所の特定等 ()		A B C D						
27	員 〔 〇〇〇〇 〕 1.9.25 本件輸出貨物の輸出通関状況等 ()		A B C D						
28	検 〔 〇〇〇〇 〕 2.3.24 噴霧乾燥器が新たに輸出規制の対象に追加される際に、被告会社とヒアリング、メール等でやりとりした状況等 ()		A B C D						
29	検 〔 〇〇〇〇 〕 2.3.25 噴霧乾燥器が新たに輸出規制の対象に追加される際に、被告会社とヒアリング、メール等でやりとりした状況及び改正法施行後に被告会社に判定基準の調査を行った状況等 ()		A B C D						
30	検 〔 〇〇〇〇 〕 2.3.25 噴霧乾燥器の輸出規制に関わる法令の改正に関与し、被告会社からパブリックコメントの意見を受けたこと等 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 7)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果			備 考	
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序		
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)					内 容			内 容	取 調 順 序	備 考
31	検 [〃									

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機械 C 相嶋 静 夫)
B 大川 原 正 明 D 島 田 順 司)

請求者等 検 察 官			令和2年特（わ）第858号				
証 拠 等 関 係 カ ー ド （ 甲 ） （No. 8）							
（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）							
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 関 係 係 被 告 人	意 見 期 関 係 係 被 告 人		結 果 期 関 係 係 被 告 人		備 考
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	日	日	内 容	日	内 容	取 調 順 序 編てつ箇所
36	検 [2.3.19 被告会社のOBの立場から、被告会社製の噴霧乾燥器が輸出規制の要件に該当すると判断すること等 ()	A B C D					
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原化工機株式会社 C 相嶋 静夫）
B 大川原 正明 D 島田 順司

証拠等関係カード(乙) (No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果			備 考 綴てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
1	員 〔(被)大川原 正明 2.3.11〕 身上経歴等 ()		B						
2	員(本文が「私は」で書き出しのもの) 〔(被)大川原 正明 31.2.19〕 被告会社における決裁・報告の流れ等 ()		A B C D						
3	員(本文が「私が」で書き出しのもの) 〔(被)大川原 正明 31.2.19〕 中国の合併会社(上海大川原乾燥設備有限公司)の運営状況等 ()		A B C D						
4	員 〔(被)大川原 正明 1.11.25〕 被告会社における相嶋の役割等 ()		A B C D						
5	員 〔(被)大川原 正明 1.10.21〕 平成25年9月頃、相嶋、島田と噴霧乾燥器の輸出規制について話し合ったこと等 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工機 備 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（乙）（No. 2）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考	
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人		取 調 順 序
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容			内 容		編てつ箇所
6	員 〔 (被) 大川原 正明 1.10.28 解釈によっては少なくとも被告会社の定型機等が規制対象に該当する可能性があると思ったこと等 ()		A B C D						
7	員 〔 (被) 大川原 正明 1.11.19 島田を通じて経済産業省に規制案文の変更を要望したが、反映されなかったこと等 ()		A B C D						
8	員 〔 (被) 大川原 正明 1.12.10 経済産業省に、規制対象に該当するか否か確認することなく、無許可で輸出していたこと等 ()		A B C D						
9	検 〔 (被) 大川原 正明 2.3.12 弁解内容等 ()		A B C D						
10	員 〔 (被) 相嶋 静夫 2.3.11 身上経歴等 ()		C						

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原 化工 機関 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（乙）（No. 3）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考	
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人		
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容		取 調 順 序	編てつ箇所
11	員 〔 (被) 相嶋 静夫 31.1.25 被告会社における経歴等 ()		A B C D						
12	員 〔 (被) 相嶋 静夫 31.1.25 経済産業省やシステックとの噴霧乾燥器 の輸出規制制定に向けたやり取りの状況 等 ()		A B C D						
13	員 〔 (被) 相嶋 静夫 1.9.11 平成25年9月頃、大川原、島田と輸出規 制の対応について話し合いした状況等 ()		A B C D						
14	員 〔 (被) 相嶋 静夫 1.11.28 噴霧乾燥器の受注の流れ等 ()		A B C D						
15	員 〔 (被) 相嶋 静夫 2.1.23 R1-5型の輸出は、経済産業省に輸出許可 申請を行うべき案件だったこと等 ()		A B C D						

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原化工機 係 C 相嶋 静夫 ）
B 大川原 正明 D 島田 順 司

証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 4)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
16	員 〔 (員) 島田 順司 2. 3. 11 〕 身上経歴等 ()		D						繰てつ箇所
17	員 〔 (員) 島田 順司 1. 6. 25 〕 中国に合併会社を設立した経緯等 ()		A B C D						
18	員 〔 (員) 島田 順司 31. 1. 29 〕 平成24年1月24日に噴霧乾燥器の輸出規制について、経済産業省等と打合せをしたこと等 ()		A B C D						
19	員 〔 (員) 島田 順司 31. 2. 15 〕 平成24年2月23日に噴霧乾燥器の輸出規制について、経済産業省やシステックと打合せをしたこと等 ()		A B C D						
20	訂正報告書（平成31年2月15日付け島田順司供述調査書） 〔 (員) XXXXXXXXXX 31. 2. 18 〕 乙19の訂正 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工 機器 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

請求者等 検 察 官			令和2年特(わ)第858号					
証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 5)								
(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)								
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果		備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
21	員 〔(員) 島田 順司 31.2.22〕 平成24年3月から4月にかけて行った経済産業省とのメールのやり取りの内容等 ()		A B C D					
22	員 〔(員) 島田 順司 31.3.25〕 平成24年4月頃の被告会社の経営方針及び営業会議等 ()		A B C D					
23	員 〔(員) 島田 順司 31.3.6〕 平成24年12月、輸出規制に係る政省令案に関して経済産業省とメールのやりとりをした状況等 ()		A B C D					
24	員 〔(員) 島田 順司 31.4.3〕 平成25年当時の被告会社の経営方針、同年7月システックから政省令改正案に関するメールを受信した状況等 ()		A B C D					
25	員 〔(員) 島田 順司 31.4.19〕 平成25年8月から9月にかけて、経済産業省に政省令改正案に対する要望、意見を提出したが認められず、広範な規制となったこと等 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(乙) (No. 6)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考	
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人		
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容	取 調 順 序	備 考 纏てつ箇所
26	訂正報告書(平成31年4月19日付 け島田順司供述調書) (員) [] 31.4.22 乙25の訂正 ()		A B C D						
27	員 (員) 島田 順司 [] 1.8.23 平成25年9月下旬頃、大川原正明、相 嶋静夫と輸出規制について話した際に、 大川原が非該当とする見解を示し、同年 10月の業務運営会議で、非該当とする 方針が決定されたこと等 ()		A B C D						
28	員 (員) 島田 順司 [] 31.4.25 被告会社の役員・組織及び被告会社の方 針として、噴霧乾燥器を非該当と決定し た経緯等 ()		A B C D						
29	員 (員) 島田 順司 [] 31.3.13 他社における不正輸出事件の認識及び被 告会社の輸出管理体制等 ()		A B C D						
30	訂正報告書(平成31年3月13日付 け島田順司供述調書) (員) [] 1.6.28 乙29の訂正 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機械 C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順司)

証 拠 等 関 係 カ ー ド (7) (No. 7)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果		備考 綴てつ箇所
		期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)							
31	員 〔 (員) 島田 順司 1.10.24 本件輸出貨物 (RL-5) を輸出した経緯等 () 〕		A B C D					
32	員 〔 (員) 島田 順司 1.9.19 相嶋静夫から、輸出規制範囲について経済産業省に確認するよう指示を受けたことではないこと等 () 〕		A B C D					
33	履歴事項全部証明書 〔 東京法務局登記官 XXXXXXXXXX 2.3.17 被告会社の登記内容 () 〕		A B C D					
34	戸 (戸附添付) 〔 XXXXXXXXXX 2.3.18 身上関係 () 〕		B					
35	戸 (戸附添付) 〔 静岡県 XXXXXXXXXX 2.3.16 身上関係 () 〕		C					

(被告人	A 大川原 化工機 憐	C 相 嶋 静 夫
B 大川原 正 明	D 島 田 順 司	

証拠等関係カード（乙）（No. 8）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	内 容	期 日	内 容	取 調 順 序
36	戸（戸附添付） 〔神奈川県 ██████████ 2.3.13〕 身上関係 ()		D					
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原化工機械 C 相 嶋 静 夫）
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司

証 拠 調 べ 請 求 書

令和2年6月30日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長 好 行

被告人 大川原化工機，大川原正明，相嶋静夫，島田順司 に対する 外国為替及び外国貿易法違反 被告事件につき，別紙証拠等関係カード記載の証拠の取調べを請求する。

証 拠 等 関 係 カ ー ド (甲) (No. 9)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考 綴てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容			
37	告 発 〔東京税関長 〇〇〇〇〇〇〕 2. 6. 1	A B C D							
告発事実等 (R2. 6. 15付第1, 第2の1)									
38	調査報告書（輸出申告官署の所在地について） 〔(財) 〇〇〇〇〇〇〕 2. 6. 8	A B C D							
本件貨物の輸出申告官署の所在地等 (R2. 6. 15付第1, 第2の1)									
39	適用法令確認結果報告書 〔(員) 〇〇〇〇〇〇〕 2. 3. 16	A B C D							
関係法令等 (R2. 6. 15付第2全)									
40	証拠品複写報告書（粉体技術研究所 押番第139号 L-8iカタログ等） 〔(員) 〇〇〇〇〇〇〕 1. 6. 25	A B C D							
本件噴霧乾燥機（L-8i）のカタログの記載内容等 (R2. 6. 15付第2全)									
41	写真撮影報告書（噴霧乾燥器L-8i ノズルの交換状況） 〔(員) 〇〇〇〇〇〇〕 31. 2. 21	A B C D							
L-8iのノズルの交換状況等 (R2. 6. 15付第2全)									

(被告人	A 大川原 化工機 謙	C 相 嶋 静 夫
	B 大川原 正 明	D 島 田 順 司

証 拠 等 関 係 カ ー ド (甲)

(No. 10)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
42	聴取及び資料入手結果報告書 〔(員) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 31.3.13〕 L-8iでディスクタイプのアトマイザを使用、平均粒子径10マイクロメートル以下の粉末を製造可能なこと等 (R2.6.15付第2全)		A B C D						
43	温度測定結果報告書 (〇〇〇〇 株式会社 L-8i) 〔(員) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 1.5.15〕 L-8i内部の温度測定の結果等 (R2.6.15付第2全)		A B C D						
44	捜照(謄) 〔(員) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 1.7.26〕 本件輸出貨物 (L-8i) が規制対象に該当するか否かの照会 (R2.6.15付第2全)		A B C D						
45	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長 〇〇〇〇 〔 〇〇〇〇 〇〇〇〇 1.8.9 〕 甲44の回答 (R2.6.15付第2全)		A B C D						
46	員 〔 〇〇〇〇 〇〇〇〇 1.10.17 〕 L-8iが要件イ〜ハに該当すると思われること等 (R2.6.15付第2全)		A B C D						

(被 告 人 複 数 用)

(被告人 A 大川原 化工 機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 11)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容	取 調 順 序
47	複写報告書(通関手続書類の一部) 〔(員) 〇〇〇〇〇〇〇〇 〕 1.5.21 本件の通関手続書類の記載内容等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
48	聴取結果報告書(株式会社上組) 〔(員) 〇〇〇〇〇〇〇〇 〕 1.9.10 L-8iの船積状況等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
49	員 〔 〇〇〇〇〇〇〇〇 〕 1.10.17 L-8iの通関手続の状況等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
50	報(相嶋静夫の余罪関与) 〔(員) 〇〇〇〇〇〇〇〇 〕 2.5.27 被告人相嶋の関与状況等 (全)		A B C D					
51	預金口座照会結果報告書(〇〇〇 銀行 〇〇〇 支店) 〔(員) 〇〇〇〇〇〇〇〇 〕 2.6.5 被告会社から被告人相嶋へ平成26年1月から平成30年8月まで給料等が振込されていた状況等 (全)		A B C D					

被告人複数用

(被告人 A 大川原化工機(株) C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順司)

証拠等関係カード（甲）

（No. 12）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
52	検 [2.5.29] システックの実態調査として被告会社の ヒアリングを行った状況等 (全)		A B C D					
53	報 〔 (検) 2.5.29] 甲52の訂正 (全)		A B C D					
54	検 [2.6.12] 被告人大川原が大川原製作所取締役 にコメントを頼んだ旨の発言をしていた こと及び被告人相嶋が顧問になった後も 業務に関して厳しく指摘していたこと等 (全)		A B C D					
55	資料入手報告書 〔 (検) 2.6.12] から提出を受けた大川原化工機 (株)本社3階の見取図等 (全)		A B C D					
56	検 [2.6.2] 平成26年11月7日の被告会社の社内教養 において、 が要件ハについて該 当しそうな装置もある旨を説明していた こと等 (全)		A B C D					

(被告人 A 大川原化工機 静夫)
(B 大川原 正明 D 島田 順司)

証拠等関係カード(甲)

(No. 13)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容		取 調 順 序
								編てつ箇所
57	検 (11頁のもの) [] 2.5.29 平成28年7月にシステックからの質問に 対し回答した経緯等 (全)		A B C D					
58	検 (9頁のもの) [] 2.5.29 L-8i型噴霧乾燥機ではアトマイザを交換 して平均粒子径10マイクロメートル以下 の粒子を製造することが可能であること 等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
59	検 [] 2.6.12 検察庁の取調べ前に、他の従業員と意見 交換したこと等 (全)		A B C D					
60	報 (訂正報告) 〔 (検) [] 〕 2.6.12 甲59の訂正 (全)		A B C D					
61	検 [] 2.6.5 被告人島田から、被告会社の定型機はす べて非該当である旨指示されたのに従 い、項目別対比表を作成していたこと等 (全)		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機(株) C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順司)

証拠等関係カード（甲）（No. 14）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号		請求	意見		結果			備考
標目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕		期日	関係被告人	期日	関係被告人	内容	取調順序	
立証趣旨 (公訴事実の別)		日	人	日	人	内容	順序	編てつ箇所
62	検 [] 2.6.2 本件噴霧乾燥機（L-8i）の輸出状況及び 被告人相嶋が顧問となった後の執務状況 等 (全)		A B C D					
63	検 [] 2.6.12 被告人相嶋が被告会社の顧問になってから の立場、役割等 (全)		A B C D					
64	報（7頁のもの） [(検) ] 2.6.12  が提出した顧問契約書の記載内容 等 (全)		A B C D					
65	報（10頁のもの） [(検) ] 2.6.12  が提出した貸金台帳及び給与支給 明細書の記載内容等 (全)		A B C D					
66	検 [] 2.6.4 被告会社従業員を令和2年3月中は出頭さ せられないとしていた方針を変更した経 緯等 (全)		A B C D					

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原化工機 関 C 相嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

請求者等 検 察 官			令和2年特（わ）第858号				
証 拠 等 関 係 カ ー ド （甲） （No. 15）							
（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）							
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 関係 日 被告人	意 見 期 関係 日 被告人	結 果 期 関係 日 被告人		取 調 順 序	備 考 編てつ箇所
67	検 [2.5.27] 本件噴霧乾燥機（L-81）の性能及び試運転で問題がなかったこと等 （R2.6.15付第2全）	A B C D					
68	検 [2.5.29] 被告会社製噴霧乾燥機（L-81）を使用する際に乾燥殺菌を行いトラブルが生じていないこと等 （R2.6.15付第2全）	A B C D					
69	検 [2.6.3] 被告会社では約30年前に噴霧乾燥機の内部温度を計測したことがあったが、それ以降、計測、実験は行われていないこと等 （全）	A B C D					
70	分析結果報告書（安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集） 〔（員） 29.12.26〕 用語「滅菌」、「殺菌」が貨物の規制要件に用いられてきた法令改正の変遷等 （全）	A B C D					
71	複写報告書（安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集（改訂第22版）） 〔（員） 30.3.20〕 本件噴霧乾燥器に関する法令の記載内容等 （全）	A B C D					

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原 化工 機 係 C 相 嶋 静 夫）
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司）

請求者等 検 察 官			令和2年特（わ）第858号				
証 拠 等 関 係 カ ー ド （甲） （No. 16）							
（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）							
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 関係 日 被告人	意 見 期 関係 日 被告人	結 果 期 関係 日 被告人		取 調 順 序	備 考
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)		内 容	内 容			編てつ箇所
72	報 (ガイダンス・適用法令の解釈) (員) [] 29. 12. 22 輸出規制対象となる噴霧乾燥器に関する解釈等 (全)	A B C D					
	[]						
	()						
	[]						
	()						
	[]						
	()						
	[]						
	()						
	[]						
	()						

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原化工機 備 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 9)
(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求	意 見		結 果		備 考
		期 日 関 係 被 告 人	期 日 関 係 被 告 人	内 容	期 日 関 係 被 告 人	内 容	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)							
37	員 〔 (被) 大川原 正明 2. 5. 26 噴霧乾燥器を経済産業大臣に許可申請することなく韓国に輸出した事実は間違いないこと等 ()	A B C D					
38	検 〔 (被) 大川原 正明 2. 6. 11 弁解内容等 ()	A B C D					
	〔 〕 ()						
	〔 〕 ()						
	〔 〕 ()						
	〔 〕 ()						
	〔 〕 ()						

(被 告 人 複 数 用)

(被告人 A 大川原化工機(株) C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

令和2年特（わ）第858号 令和2年3月31日公訴提起

令和2年特（わ）第1327号 令和2年6月15日公訴提起

被告人 相 嶋 静 夫

電話聴取報告書

令和2年9月29日

東京地方裁判所刑事部 御中

弁護士 河村 尚



弁護士河村尚は、下記被聴取者から、頭書事件につき東京拘置所に留置されている被告人相嶋静夫に関し、以下のとおり電話にて聴取したので、これを報告する。

1 聴取状況

聴取日時 令和2年9月29日 午後5時頃から10分程度

聴取者 弁護士 河 村 尚

被聴取者 東京拘置所 外部交通区長 ■■■ (TEL:03-■■■)

2 聴取内容の要旨

東京拘置所に留置されている相嶋静夫は、令和2年9月25日、貧血の症状を訴え、東京拘置所に常駐する医師の診察を受けた上で、同医師及び准看護師により輸血処置が施された。

以上

令和2年特（わ）第858号 令和2年3月31日公訴提起

令和2年特（わ）第1327号 令和2年6月15日公訴提起

被告人 相 嶋 静 夫

電話聴取報告書

令和2年10月7日

東京地方裁判所刑事部 御中

弁護士 河村 尚



弁護士河村尚は、下記被聴取者から、頭書事件につき東京拘置所に留置されている被告人相嶋静夫に関し、以下のとおり電話にて聴取したので、これを報告する。

1 聴取状況

聴取日時 令和2年10月7日 午後16時20頃から10分程度

聴取者 弁護士 河 村 尚

被聴取者 東京拘置所 外部交通区長 ■■■ (TEL:03-■■■■)

2 聴取内容の要旨

東京拘置所に留置されている相嶋静夫は、同拘置所内の医師により胃に悪性腫瘍が認められると診断され、令和2年10月7日、その旨が本人に告知された。

以上

診 断 書

氏 名 相嶋 静夫 殿

昭和 23 年 生

診 断 名 進行胃癌

東京拘置所医務部病院からの診療情報提供書から上記診断が考えられる。
病期診断のため、精密検査が必要な状態であると判断する。

上記の通り診断します

令和 02 年 10 月 16 日

電話 03-

消化器内科

医師

(注) 公印の捺印有無をお確かめ下さい。

帳票番号 診 010

東京拘置所 所長 殿

被留置者相嶋静夫

上記弁護人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア イーストタワー19階

和田倉門法律事務所

弁護士 河村 尚

電話 03-6212-[REDACTED]FAX 03-6212-[REDACTED]

申入書

謹啓 令和2年7月7日より貴庁において勾留されている相嶋静夫（昭和23年[REDACTED]生。以下「被拘留者」と言います。）に関し、被拘留者の弁護人として以下のとおり申し入れます。

被拘留者は、令和2年9月25日、貧血の症状を発症し、貴庁にて医師の診察を受けるとともに、輸血処置を受けました。その際、医師から、被留置者に黒色便が見られることから、消化管出血が疑われると診断されました。

この点につき、消化管出血に関する日本消化器内視鏡学会のガイドラインでは、消化管出血を疑わせる症状として黒色便が挙げられるとともに、「上部消化管出血の疑われる患者に対する緊急内視鏡は24時間以内に行う（evidence level III，推奨度 B）」こととされています。

また、一般的に、医療機関においては、黒色便が認められた場合、すぐに内視鏡検査を行い、必要に応じて止血処置が施されます。ましてや輸血を必要とするほどの状態であれば、緊急で内視鏡検査を実施する必要があります。

にもかかわらず、被留置者につきましては、令和2年9月25日に消化管出血が疑われてから、約1週間が経過しても、貴庁において採血および検便が行われたのみです。

被留置者は満71歳と高齢で、高血圧症等の既往症もあるため、早急に対応しなければ生命に危険が生じる可能性もあります。



刑事施設の長は、被収容者が疾病にかかっているとき又はその疑いがあるときは、速やかに「必要な医療上の措置」を執る義務を負うとともに、必要に応じ被収容者を刑事施設の外の病院に通院させる権限を有しています（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第62条1項、3項）。

上記の被留置者の病状等からすると、同条が定める「必要な医療上の措置」として、設備の整った外部の医療機関における専門医の診察、検査及び治療を実施する必要があることは明らかなです。

つきましては、至急、被留置者を設備の整った外部の医療機関に搬送し、専門医による診察、検査及び治療を受けさせるよう、本書面により申し入れます。

謹白

（付記）

差出人 〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエアイーストタワー19階
和田倉門法律事務所

弁護士 河村 尚

受取人 〒124-0001

東京都葛飾区小菅1-35-1

東京拘置所

所長 殿



郵便認証司

2. 10. 1

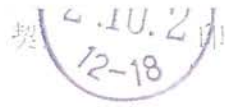
この郵便物は令和 2年10月 1日
第 12483216325 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2020100116565300100000 号

2 / 2 頁





郵便物等配達証明書

受取人の
氏名 東京拘置所 所長 様

お問い合わせ
わけ番号 124-83-21632-5 号

上記の郵便物等は、2年10月2日に
配達しましたので、これを証明します

日本郵便株式会社

郵便部



令和2年10月6日

東京拘置所 所長 殿

被留置者相嶋静夫

上記弁護士

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア イーストタワー19階

和田倉門法律事務所

弁護士 河村 尚

電話 03-6212- [REDACTED]

FAX 03-6212- [REDACTED]

申入書

謹啓 令和2年7月7日より貴庁において勾留されている相嶋静夫（昭和23年 [REDACTED] 生。以下「被留置者」と言います。）に関し、被留置者の弁護士として以下のとおり申し入れます。

被留置者は、令和2年9月25日、貧血の症状を発症し、貴庁にて医師の診察を受けるとともに、輸血処置を受けました。その際、医師から、被留置者に黒色便が見られることから、消化管出血が疑われると診断されました。

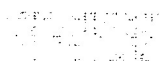
その後、同月30日、10月1日にも輸血処置が行われています。

また、10月1日に貴庁にて内視鏡検査が実施された結果、幽門部付近に大きな潰瘍が発見されました。

この点につき、消化管出血に関する日本消化器内視鏡学会のガイドラインでは、「内視鏡検査で消化性潰瘍出血を同定した場合、それに引き続いて、内視鏡的止血術を行う（evidence level I, 推奨度 A).」とされています。

また、その上で、止血が確認されるまで点滴を行いつつ液体も含め絶食する必要があります。

上記の点滴・絶食を含む止血処置を行うには、人員及び物的設備の整った外部の医療機関にお



ける専門医の治療を実施する必要があることは明らかです。

被留置者は令和2年9月25日、同月30日、10月1日に合計1200ccもの輸血処置を受けており、重篤な出血が認められることは明らかであり、至急上記の処置を実施する必要があります。

にもかかわらず、被留置者につきましては、令和2年9月25日に消化管出血による貧血症状で輸血を受けてから10日間が経過した10月5日時点でも、貴庁において留置されております。

被留置者は満71歳と高齢で、以前に右大腿部の脂肪肉腫による手術を受け、その他高血圧症等の既往症もあるため、早急に対応しなければ生命に危険が生じる可能性が強く認められます。

刑事施設の長は、被収容者が疾病にかかっているとき又はその疑いがあるときは、速やかに「必要な医療上の措置」を執る義務を負うとともに、必要に応じ被収容者を刑事施設の外の病院に通院させる権限を有しています（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第62条1項、3項）。

上記の被留置者の病状等からすると、同条が定める「必要な医療上の措置」として、設備の整った外部の医療機関における専門医の治療を実施する必要があることは明らかです。

つきましては、至急、被留置者を人的・物的設備の整った外部の医療機関に搬送し、専門医による治療を受けさせるよう、本書面により申し入れます。

謹白

（付記）

差出人 〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエアイーストタワー19階
和田倉門法律事務所

弁護士 河村 尚

受取人 〒124-0001

東京都葛飾区小菅1-35-1

東京拘置所

所長 殿



郵便認証司

2. 10. 6

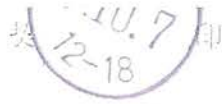
この郵便物は令和2年10月6日
第12483320581号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2020100617590300100000 号

2 / 2 頁





郵便物等配達証明書

受取人の
氏 名 東京拘置所 所長 様

お問い合わせ
わけ番号 124-83-32058-1 号

上記の郵便物等は、**2** 年 **10** 月 **7** 日に
配達しましたので、これを証明します

日本郵便株式会社

〒100-8799 東京都千代田区千代田 1-10-1



令和2年10月8日

東京拘置所 所長 殿

被留置者相嶋静夫

上記弁護人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア イーストタワー19階

和田倉門法律事務所

弁護士 河村 尚

電話 03-6212-FAX 03-6212-

申入書

謹啓 貴庁において勾留されている相嶋静夫（昭和23年生。以下「被留置者」と言います。）に関し、被留置者の弁護人として以下のとおり申し入れます。

被留置者は、令和2年9月25日、貧血の症状を発症し、貴庁にて医師の診察を受けるとともに、輸血処置を受けました。その際、医師から、被留置者に黒色便が見られることから、消化管出血が疑われると診断されました。

その後、同月30日、10月1日にも輸血処置が行われています。

また、10月1日に貴庁にて内視鏡検査が実施された結果、幽門部付近に大きな潰瘍が発見されました。

さらに、上記内視鏡検査の際に検体を採取して病理検査を行った結果、当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断され、10月7日、被留置者に告知されました。

初期治療が悪性腫瘍の生存率において極めて重要であることは明白であり、悪性腫瘍のステージ、原発性か転移性か（すなわち、胃のみに悪性腫瘍があるのか、それとも別の部位に悪性腫瘍があってそこから胃に転移したのか）、及び、原発性であるとして他の部位に転移していないかどうか等について、至急全身を検査しこれらの点を診断した上で治療を開始する必要があります。

被留置者は満71歳と高齢で、以前に右大腿部の脂肪肉腫による手術を受け、その他高血圧症、糖尿病等の既往症もある上、令和2年3月11日から現在まで約7ヶ月間もの長期にわたる身体拘束の負担を受けていることから、健常者と比較して体力が極めて低下しているため、なおのことです。

刑事施設の長は、被収容者が疾病にかかっているとき又はその疑いがあるときは、速やかに「必要な医療上の措置」を執る義務を負うとともに、必要に応じ被収容者を刑事施設の外の病院に通院させる権限を有しています（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第62条1項、3項）。

上記の被留置者の病状等からすると、同条が定める「必要な医療上の措置」として、上記の権限を行使して頂き、外部の医療機関における専門医の検査及び治療を実施する必要があることは明らかなです。

つきましては、至急、被留置者について、外部の医療機関において専門医による治療を受けさせて頂きますよう、本書面により申し入れをいたします。

人命及び最低限の人権を確保するため、ご対応頂きますよう切にお願い申し上げます。

なお、被留置者は、以前に右大腿部の脂肪肉腫による手術を、[redacted] 医院（東京都 [redacted] 電話番号03-[redacted]）で受けました。

被留置者としては、今回の胃の悪性腫瘍につきましても、同病院にて治療することを希望しており、また以前の手術と同一の病院で治療を受けることは医療上も適切と存じます。

そのため、外部の医療機関での治療を行うにあたりましては、可能な限り [redacted]

[redacted] 医院として頂きますよう、併せてお願いを申し上げます。

謹白

（付記）

差出人 〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエアイーストタワー19階
和田倉門法律事務所

弁護士 河村 尚

受取人 〒124-0001

東京都葛飾区小菅1-35-1

東京拘置所

所長 殿

郵便認証司

2.10.8

この郵便物は令和2年10月8日
第12483366055号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2020100809565300100000号

2 / 2 頁

2.10.8

8-12



郵便物等配達証明書

受取人の 氏名	東京拘置所 所長 様
お問い合わせ 番号	124-83-36605-5号
上記の郵便物等は、2 年 10 月 8 日に 配達しましたので、これを証明します。	
日本郵便株式会社 葛飾郵便局	



ユ07370 (2019・SYE)

その後、被告人の親族及び当職において、勾留執行停止状態の患者を受け入れることができる医療機関を探していますが、受け入れ可能な医療機関は見つかっておりません。

以上